

飯島町公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定
(令和3年3月改訂)



飯 島 町

飯島町公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 飯島町について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本町を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	7
2 財政状況	9
(1) 歳入の状況	9
(2) 歳出の状況	10
(3) 歳出決算額の性質別内訳	11
(4) 投資的経費と地方債残高	11
(5) 有形固定資産減価償却率の推移	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	13
(1) 公共建築物の保有状況	13
(2) 築年別整備状況	14
(3) 耐震化実施状況	15
2 インフラ施設の状況	16
(1) インフラ施設の現状	16
3 将来の更新費用の推計	20
(1) 試算の方法	20
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	21
(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	22
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	23
(5) 人口減少による将来負担コスト増	28
(6) 中長期的な経費の見込み（個別施設計画等反映）	29
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	30
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	31
3 現状や課題に関する基本認識	32
4 公共施設等の管理の数値目標	32
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	32
(2) インフラ施設	33
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	34
(1) 点検・診断等の実施方針	34
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	34
(3) 安全確保の実施方針	34
(4) 耐震化の実施方針	35
(5) 長寿命化の実施方針	35
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	35
(7) 統合や廃止の推進方針	36
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	36
6 PDCAサイクルの推進	36
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	38
(1) 文化系施設	38
(2) 社会教育系施設	39
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	40
(4) 学校教育系施設、子育て支援施設	41
(5) 保健・福祉施設、医療施設	42
(6) 行政系施設	43
(7) 公営住宅	44
(8) その他（公園施設含む）	45
(9) インフラ施設	46

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25（2013）年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成 26（2014）年 4 月に各地方公共団体に対し、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。その後、個別施設計画の推進を踏まえ、平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され総合管理計画の充実を図ることが求められています。

飯島町においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

以上のような本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新などに係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、全庁的、総合的な管理を推進するため、平成 29（2017）年 3 月、道路や下水道などインフラ施設を含めた「飯島町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

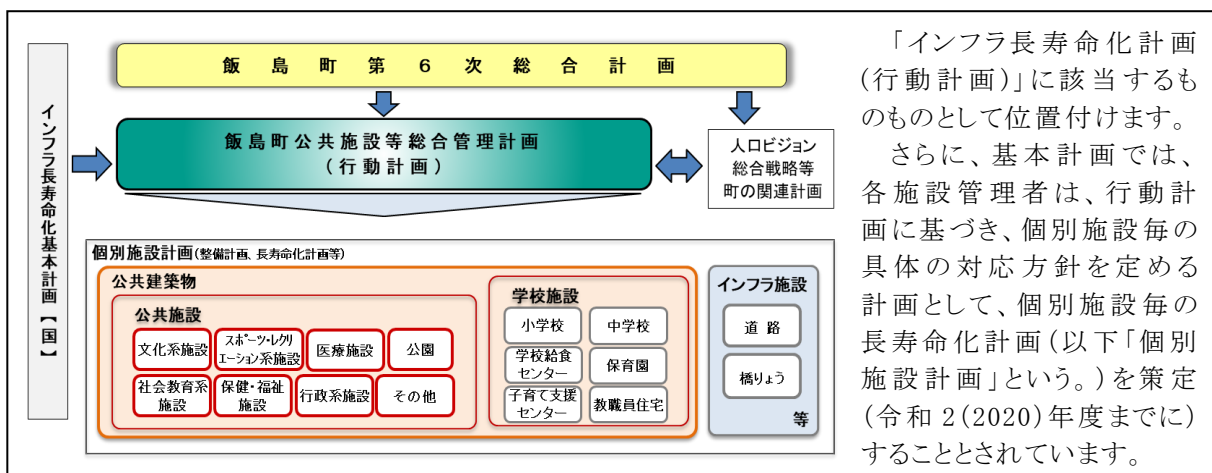
今回定める「改訂飯島町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」は、これまで進めてきた公共施設に関する取組や各施設管理者が定めた個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の最適な配置を実現するために、長期的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントをしていくための基本的な方針を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

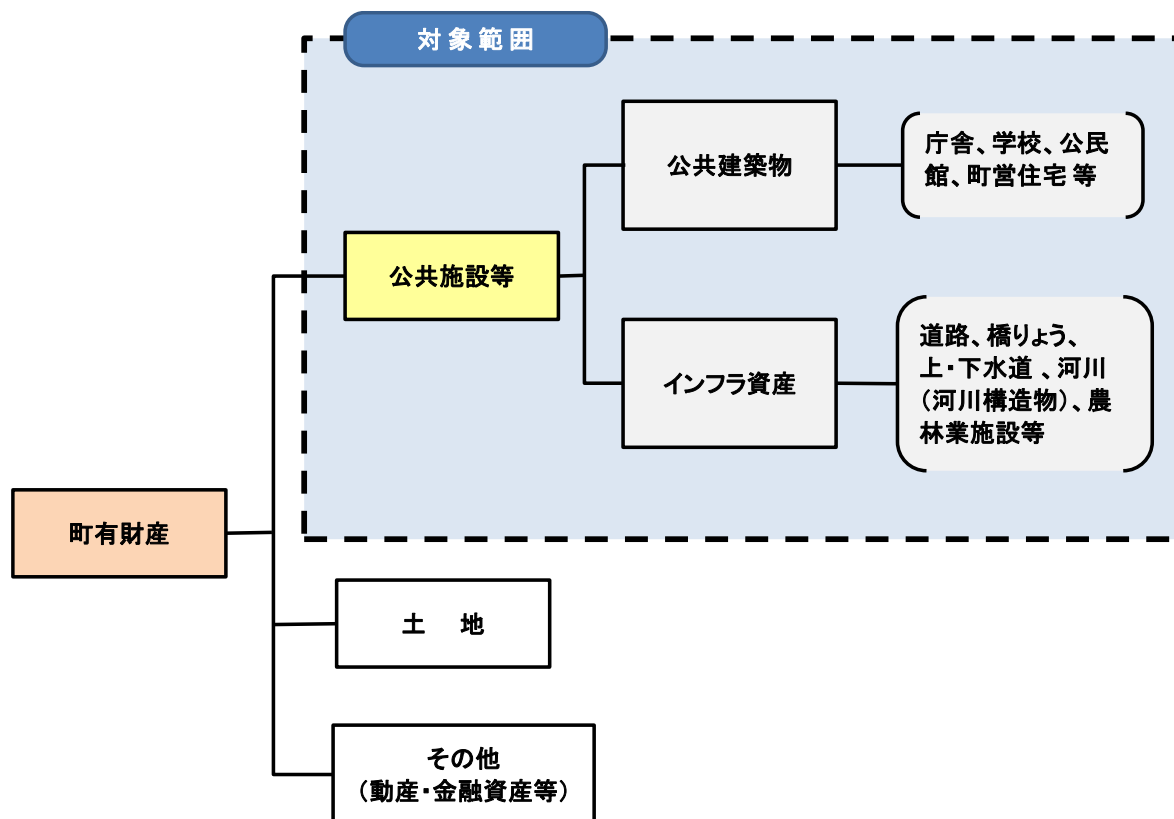
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本町が所有する庁舎・学校・町営住宅等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道、河川（河川構造物）、農林業施設等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



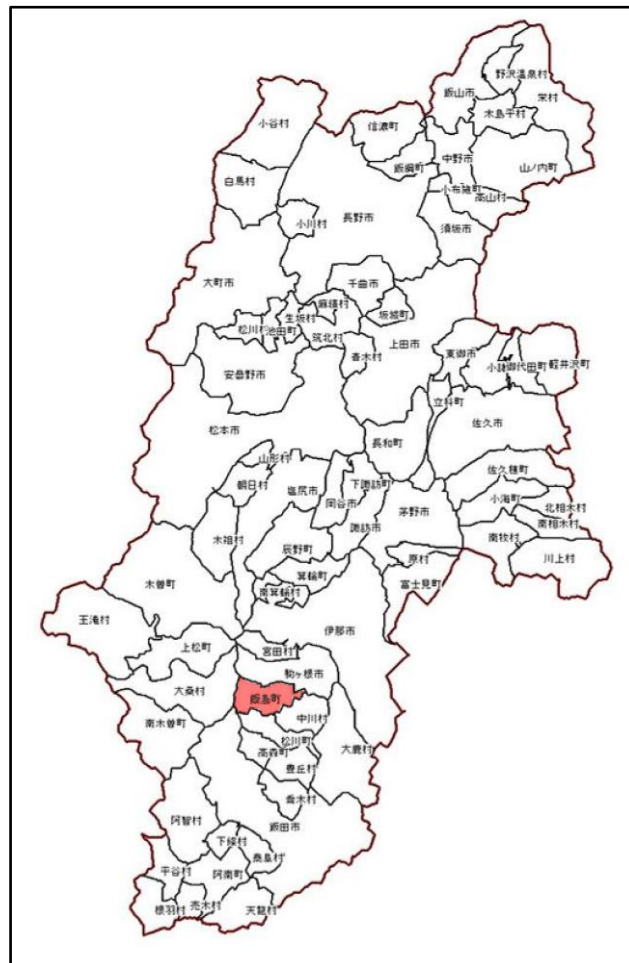
第2章 飯島町について

1 概 況

本町は、長野県の南部、西に中央アルプス南駒ヶ岳を仰ぎ、東には南アルプス連山を遠望することができる伊那谷のほぼ中央に位置しています。南北に流れる天竜川や中央アルプスを源とする与田切川や中田切川等により形成された伊那谷特有の段丘と扇状地が広がっています。

町域は東西 16.3km、南北 9.3km、総面積 86.96 km²で、森林面積が町土全体の約 72%を占め、居住地の標高はおよそ 550m から 830m で、典型的な内陸型気候の地域です。

主要交通網としては中央自動車道、JR 飯田線、国道 153 号、主要地方道飯島飯田線及び町道広域 1 号線・2 号線（広域農道）が南北に走り、国道 153 号伊南バイパス及び主要地方道伊那生田飯田線（竜東線）の改良に伴い、さらに広域的な人の流れが期待されます。



2 沿 革

飯島町は、古くから人の住んでいた痕跡として、旧石器時代の遺物が発見されており、多くの遺跡が登録されています。

鎌倉時代は、飯島氏の支配のもとに飯島郷の開発が進み、江戸時代には、幕府の直轄地を支配した飯島陣屋が置かれ、この地方の政治・経済・文化の中心地として栄えました。

明治 22（1889）年 4 月 1 日町村制の施行により、飯島村・田切村・本郷村の区域が合併し飯島村となり、昭和 24（1949）年 4 月 1 日南向村の一部日曾利を境界変更により編入、昭和 29（1954）年 1 月 1 日飯島村は町制を施行し「飯島町」となりました。昭和 31（1956）年 9 月 30 日飯島町と七久保村が合併し、現在の飯島町になりました。

第3章 本町を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

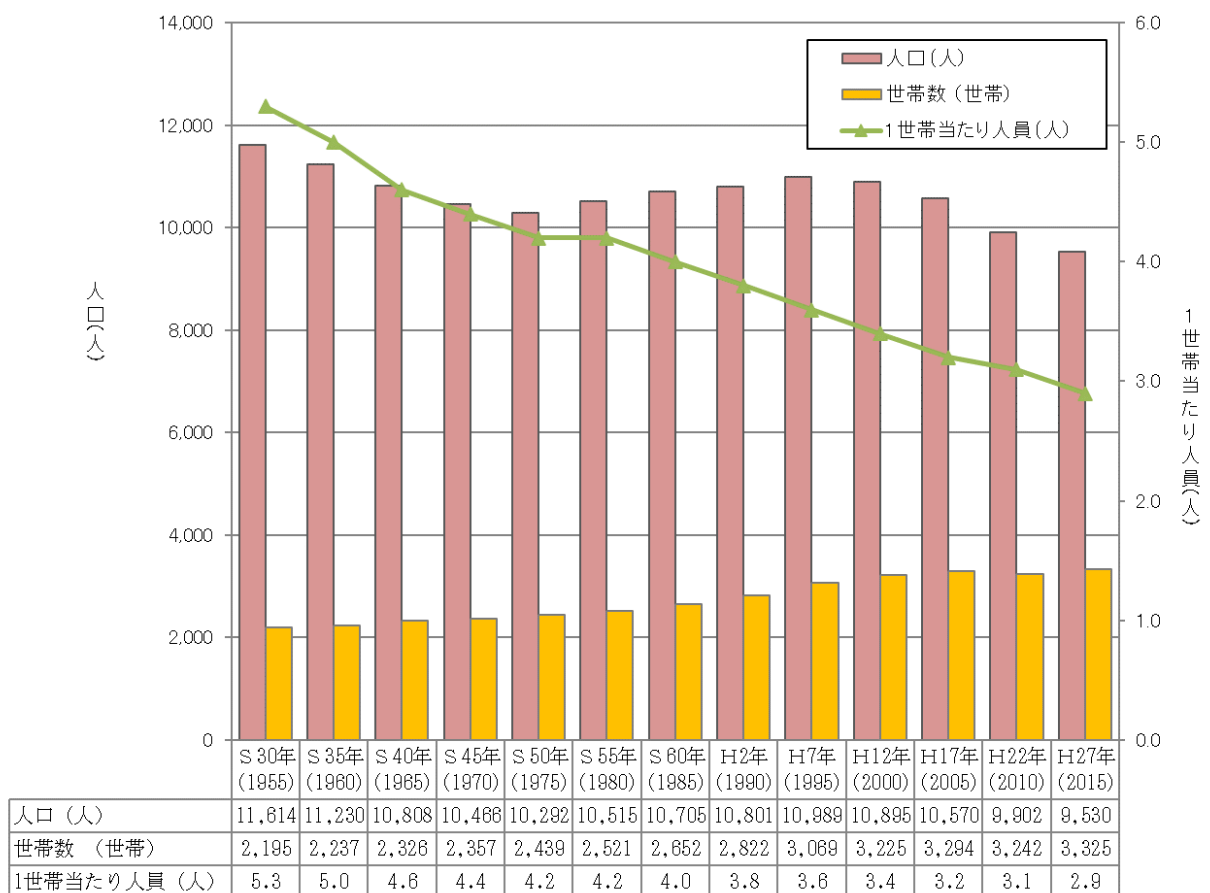
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移をみると、人口は、昭和30（1955）年以降下降傾向にありましたが、昭和50（1975）年から増加に転じたものの、平成7年以降減少に転じ、昭和30（1955）年の11,614人に対し、平成27（2015）年には9,530人と60年間で2,084人、率で17.9%減少しています。

世帯数は、昭和30（1955）年の2,195世帯に対し、平成27（2015）年は3,325世帯で緩やかに増加していますが、平成12（2000）年以降増加傾向が鈍化しています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30（1955）年の5.3人から年々減少し、平成27（2015）年には2.9人となっており、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行が窺えます。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



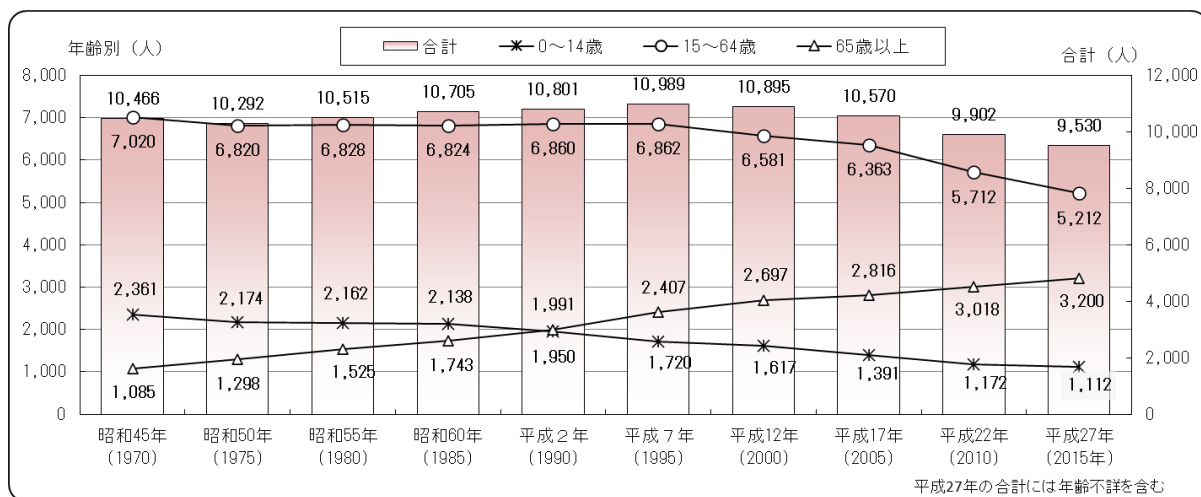
(2) 年齢階層別人口

平成 7 (1995) 年から平成 27 (2015) 年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口 (0～14 歳) は一貫して減少し、20 年間で 608 人 (35.3%) 減少しているのに対し、老年人口 (65 歳以上) は 20 年間で 793 人 (32.9%) 増加しており、平成 2 年以降、老年人口が年少人口を逆転しています。生産年齢人口 (15～64 歳) も 20 年間で 1,650 人 (24.0%) 減少しています。

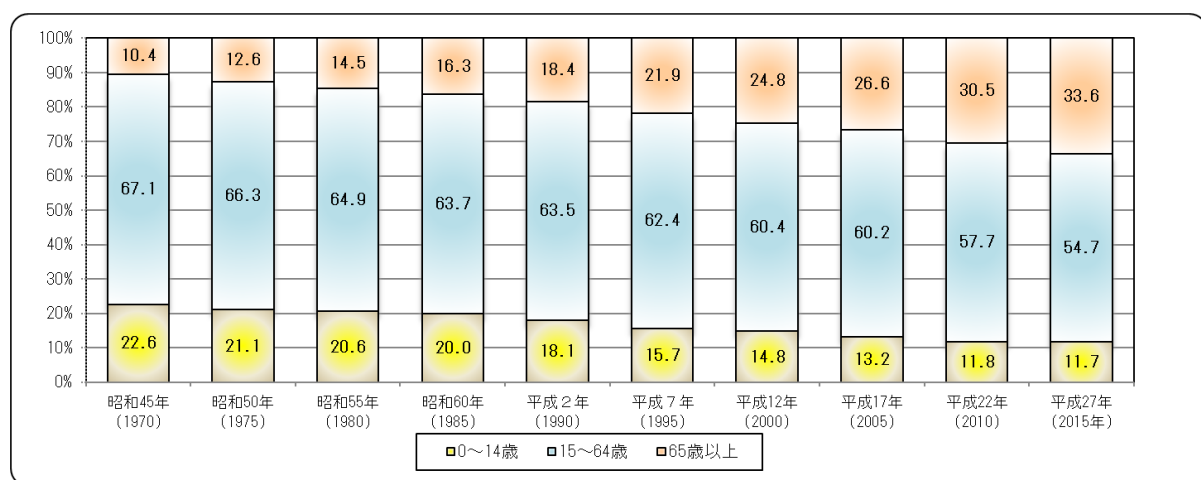
平成 27 (2015) 年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が 11.7%、生産年齢人口が 54.7%、老年人口が 33.6% となっており、老年人口比は全国平均 (26.6%) や長野県平均 (30.1%) を上回っています。

年齢構成指数 (図表 3-5) では、平成 7 年から平成 27 (2015) 年までの 20 年間で年少人口指数は 3.8% の減少、老年人口指数は 26.3% の増加となっています。老年化指数については平成 7 (1995) 年の 139.9% に対し、平成 27 (2015) 年には 147.9% 増加の 287.8% と高い値を示しています。

◆図表 3-2 年齢階層別人口の推移

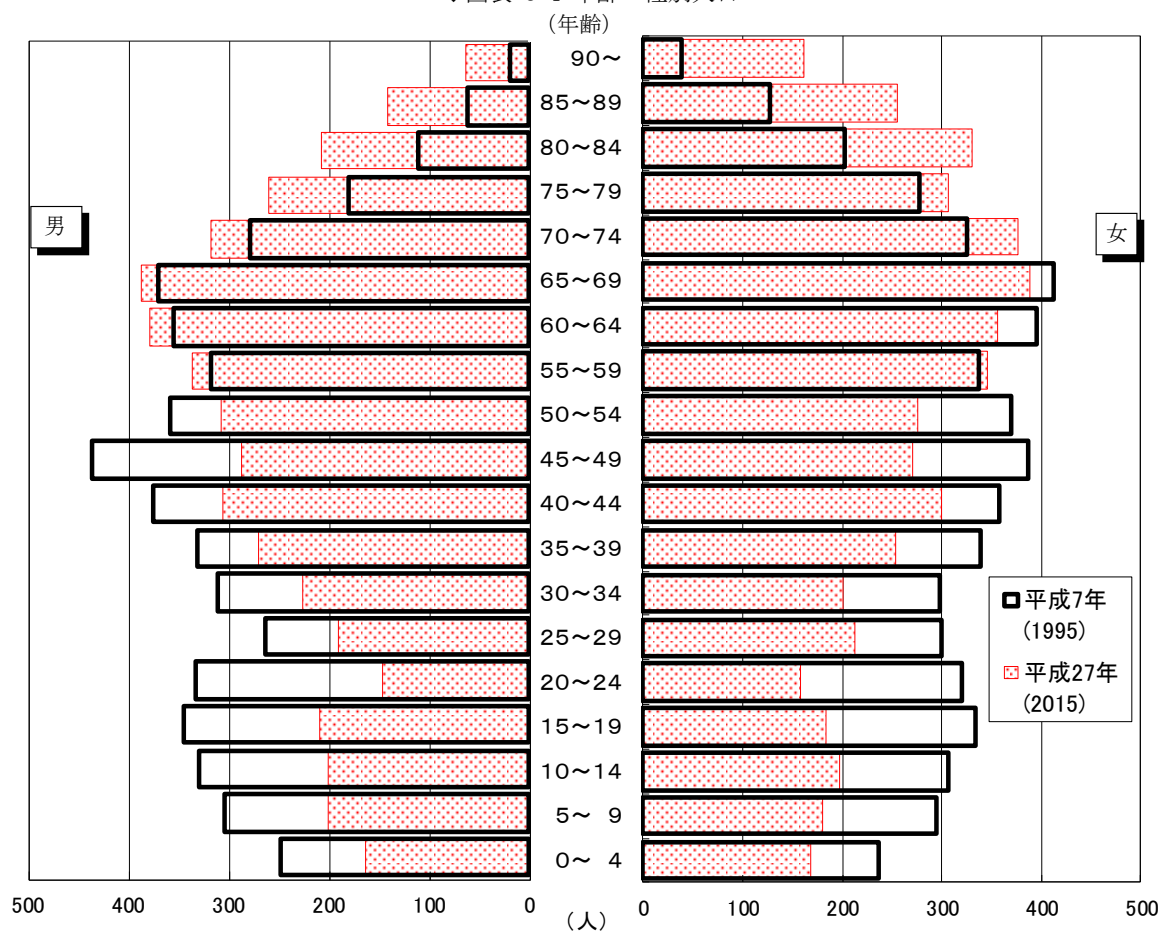


◆図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-4 年齢・性別人口



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移

(単位: %)

	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老 年 化 指 数
平成7年 (1995)	25.1	35.1	60.1	139.9
平成12年 (2000)	24.6	41.0	65.6	166.8
平成17年 (2005)	21.9	44.3	66.1	202.4
平成22年 (2010)	20.5	52.8	73.4	257.5
平成27年 (2015年)	21.3	61.4	82.7	287.8

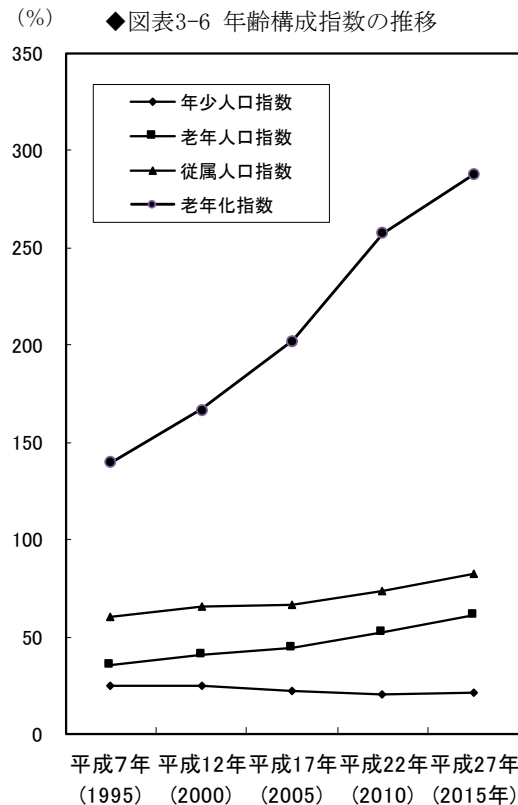
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移



(3) 将来人口

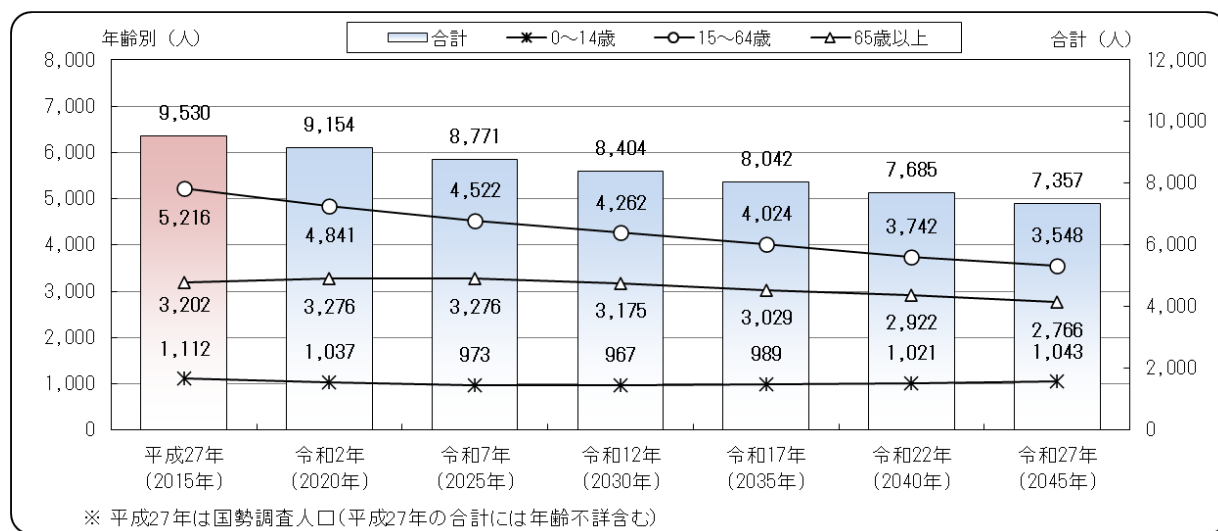
「飯島町人口ビジョン」(令和2年10月)による、本町の30年後の令和27(2045)年の将来展望人口は、7,357人で平成27(2015)年に対し2,173人(22.8%)減少することが予想されています。

年齢階層別にみると、年少人口(0～14歳)は69人(0.6%)の減少ですが、合計特殊出生率の水準を向上することなどにより、令和17(2035)年以降緩やかに増加することが見込まれています。生産年齢人口(15～64歳)は1,668人(32.0%)減少し、老年人口(65歳以上)は、436人(13.6%)減少することが見込まれています。

人口構成比では、年少人口、老年人口は増加し、令和27(2045)年の割合はそれぞれ14.2%、37.6%で、生産年齢人口については、年少人口、老年人口の増加による較差により減少し、構成比では48.2%となっています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は、令和27(2045)年で1:1.3と予測され、1人の高齢者を1.3人で支えることになり、社会保障関係費の財政負担の増加や、公共施設等の利用需要も変化してくるものと考えられます。

◆図表 3-7 年齢階層別人口の推計



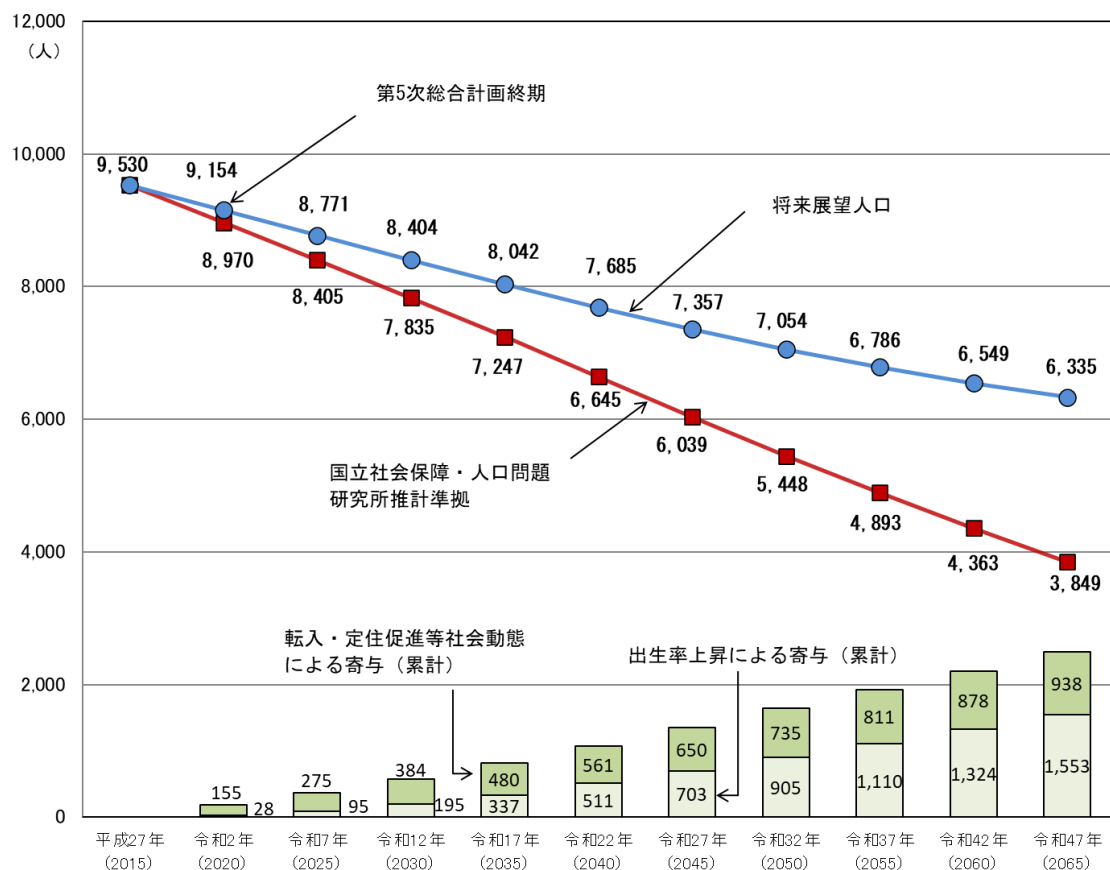
◆図表 3-8 年齢階層別人口の推計

年齢階層	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	H27～R17 年の人口 増減率	H27～R27 年の人口 増減率
総数(人)	9,530	9,154	8,771	8,404	8,042	7,685	7,357	-15.6%	-22.8%
年少人口(0～14歳)	1,037	1,037	973	967	989	1,021	1,043	-4.6%	0.6%
生産年齢人口(15～64歳)	5,216	4,841	4,522	4,262	4,024	3,742	3,548	-22.9%	-32.0%
老年人口(65歳以上)	3,202	3,276	3,276	3,175	3,029	2,922	2,766	-5.4%	-13.6%
比率(老年人口:生産年齢人口)	1.6	1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	-18.8%	-18.8%
年齢階層:構成比	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	増減率	増減率
年少人口(0～14歳)	10.9%	11.3%	11.1%	11.5%	12.3%	13.3%	14.2%	13.0%	30.3%
生産年齢人口(15～64歳)	54.7%	52.9%	51.6%	50.7%	50.0%	48.7%	48.2%	-8.6%	-11.9%
老年人口(65歳以上)	33.6%	35.8%	37.4%	37.8%	37.7%	38.0%	37.6%	12.1%	11.9%

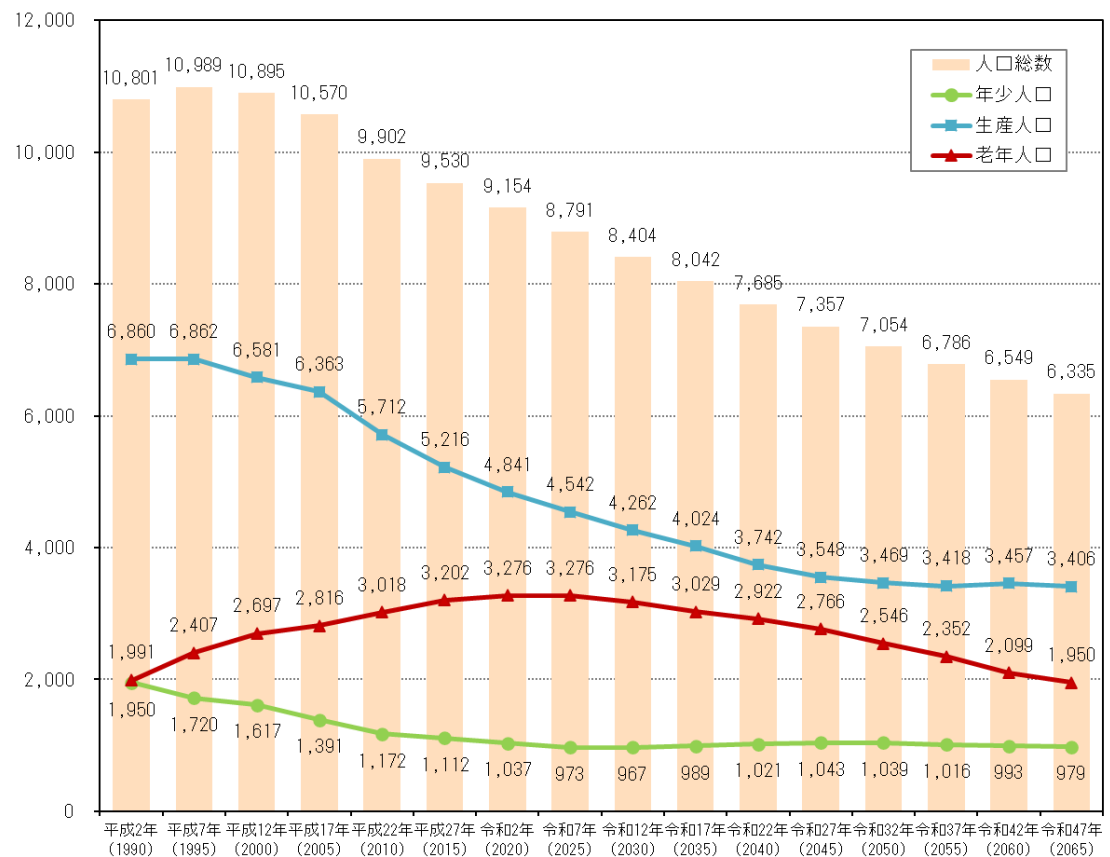
注：平成27(2015)年は国勢調査人口(平成27(2015)年の合計には年齢不詳含む)

数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-9 将来展望人口と推計人口の比較（出典：飯島町人口ビジョン）



◆図表 3-10 年齢階層別人口の将来展望（出典：飯島町人口ビジョン）



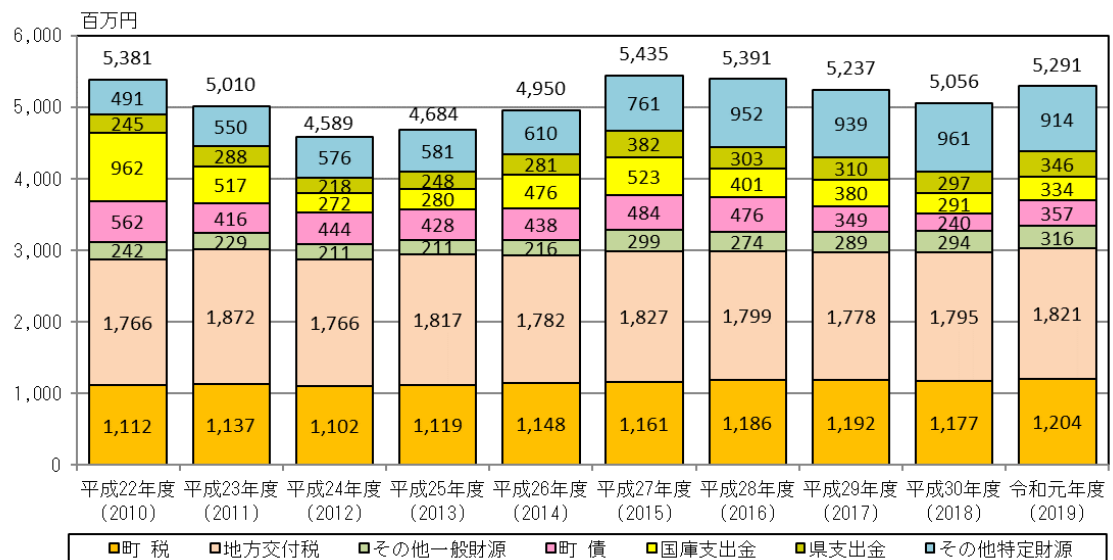
2 財政状況

(1) 歳入の状況

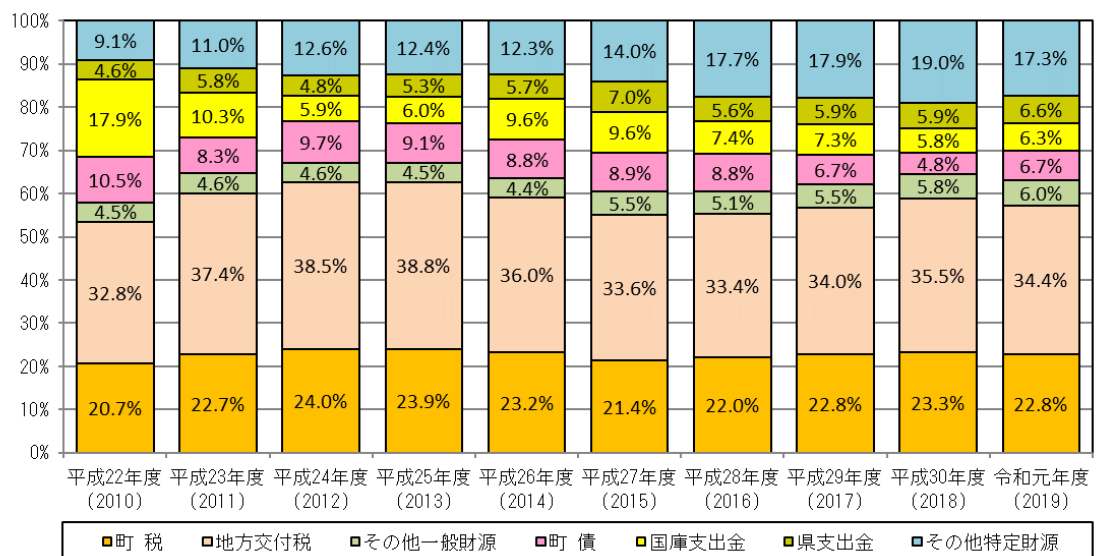
令和元（2019）年度における歳入総額は 52.9 億円となっており、例年概ね 50 億円前後で推移していますが、前年度と比べて 4.6%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、町税収入は 11～12 億円ではほぼ横ばいであり、令和元（2019）年度の町税収入は 12 億円で、歳入に占める町税の割合は 22.8%となっています。今後、高齢化社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町税の増収は期待できない状況にあります。一方、地方交付税は、平成 22（2010）年以降概ね 18 億円前後であり、令和元（2019）年度で歳入全体の 34.4%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆図表 3-11 歳入決算額の推移（一般会計）



◆図表 3-12 歳入決算額構成比の推移（一般会計）

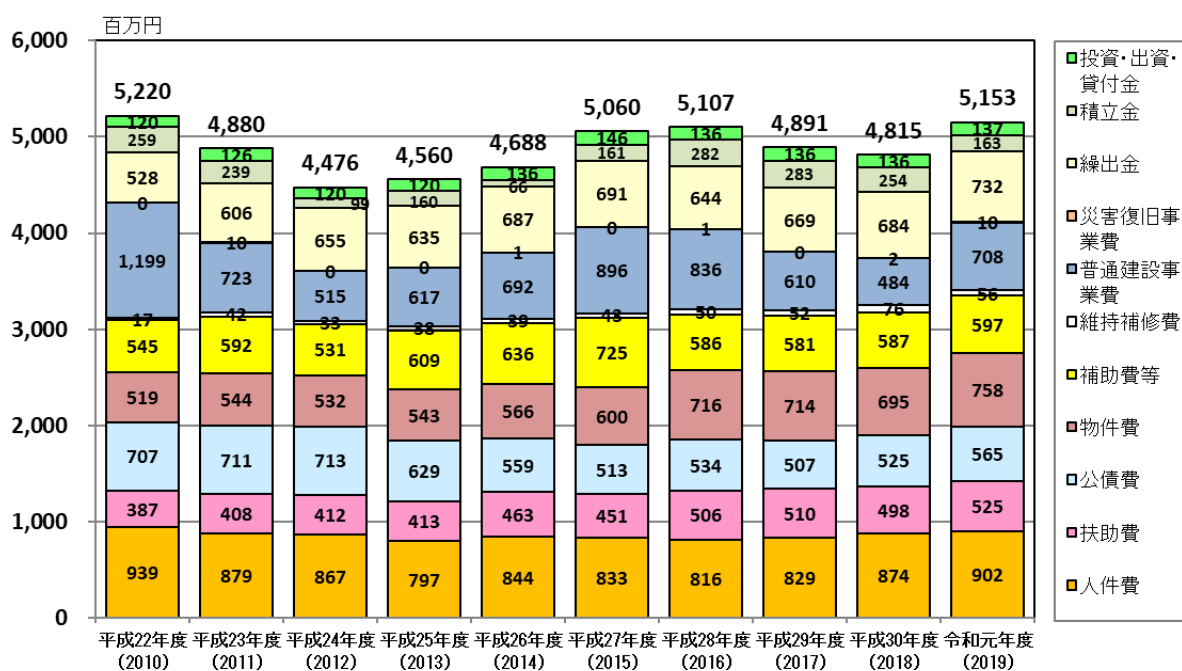


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

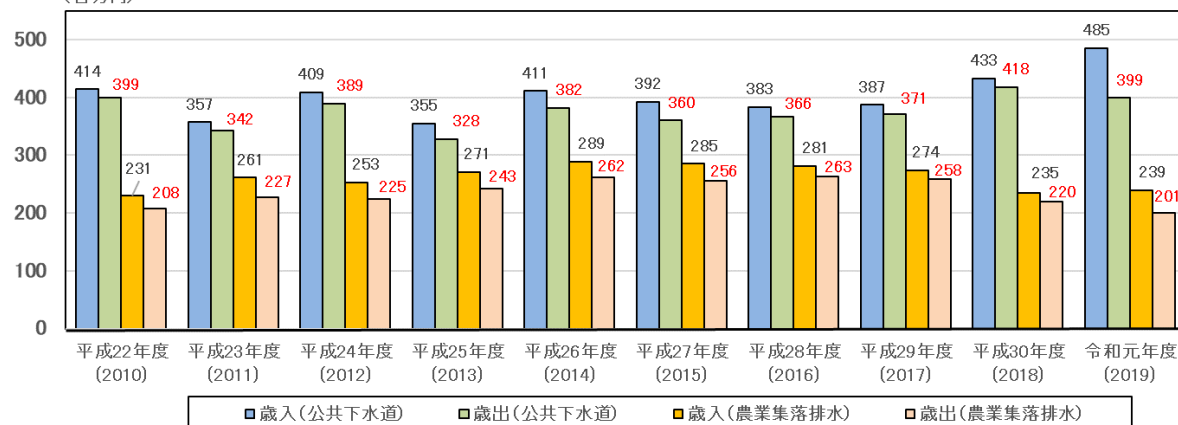
歳出の内、義務的経費の人件費、公債費は減少傾向にありましたが、近年若干増傾向となっています。社会保障関係の扶助費は増加傾向にあり、平成 22 (2010) 年度に 3.9 億円であったものが、令和元 (2019) 年度には 1.4 倍の 5.3 億円となっており、高齢化の進展により、今後も医療費などの社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費の物件費は、平成 28 年 (2016) 度以降 7 億円前後で推移しており、平成 22 (2010) 年度に 5.2 億円であったものが、令和元 (2019) 年度には 1.5 倍の 7.6 億円となっています。また、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧事業費は、年度による変動がみられ近年においては、平成 28 年 (2016) 度から平成 30 (2018) 年度にかけて減少しましたが、令和元 (2019) 年度には増加し 7.1 億円となっています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が予測され、それに伴う財源の捻出が課題となります。また、平成 22 (2010) 年度以降の下水道事業会計における歳入及び歳出の推移をみると、公共下水道事業はおおむね 3.5 億円～4.5 億円、農業集落排水事業はおおむね 2.0 億円～3.0 億円の財政規模で推移し、どちらの事業も歳入が歳出を上回っています。

◆図表 3-13 歳出決算額の推移(一般会計)

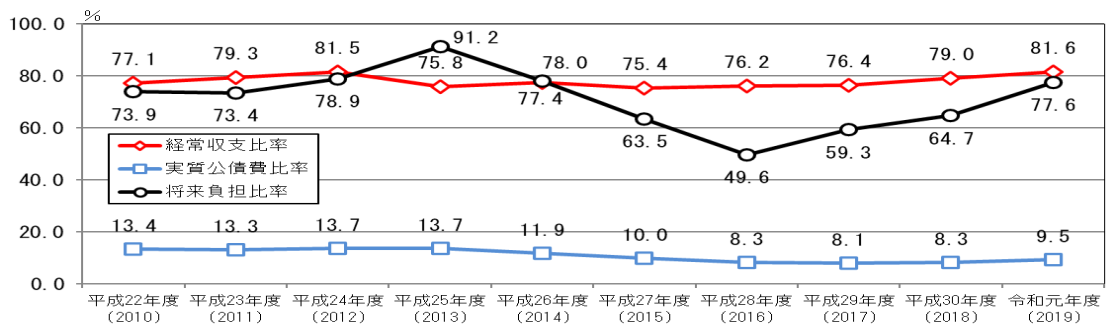


◆図表 3-14 下水道事業会計(下水道・農業集落排水)の推移

(百万円)



◆図表 3-15 財政指標

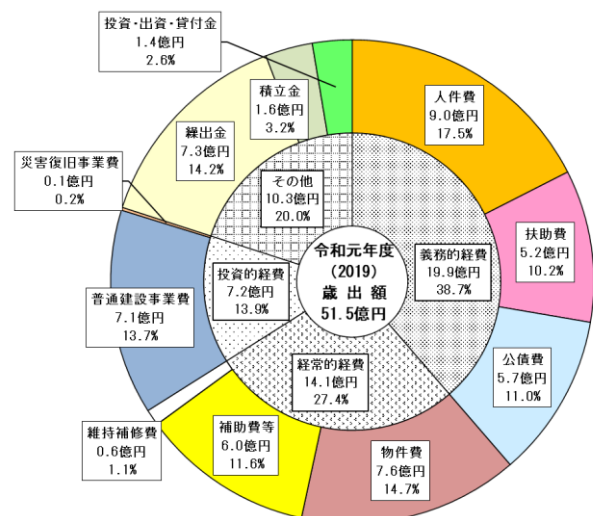


(3) 歳出決算額の性質別内訳

令和元(2019)年度の歳出総額 51.5 億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は 19.9 億円、物件費などの経常的経費は 14.1 億円、普通建設事業費などの投資的経費が 7.2 億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、人件費が一番大きく 17.5%、物件費 14.7%、繰出金 14.2%、普通建設事業費 13.7%、補助費等 11.6%、公債費が 11.0%の順となっています。

◆図表 3-16 令和元(2019)年度 歳出決算額の性質別内訳



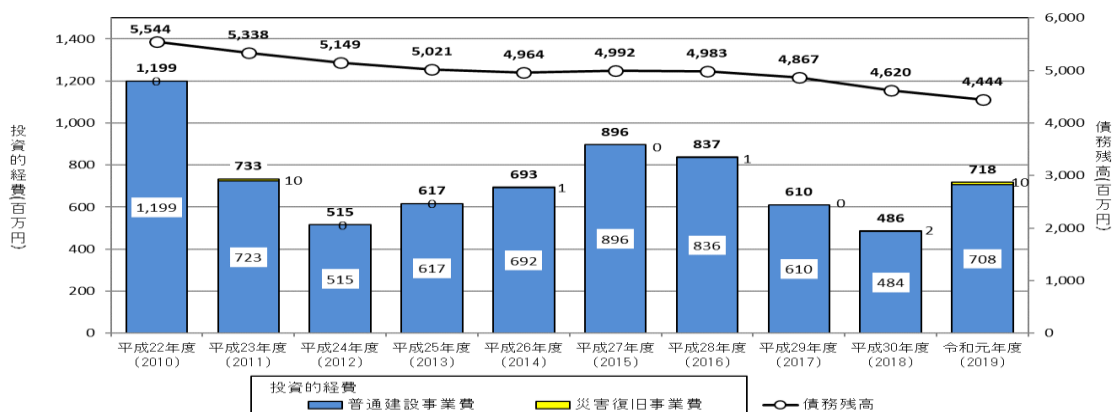
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成 23 (2011) 年度から令和元 (2019) 年度にかけては概ね 5~9 億円の間で推移しています。令和元 (2019) 年度の投資的経費は 7.2 億円で前年と比べて 2.3 億円増加しています。

町の借金にあたる債務残高は、平成 22 (2010) 年度は約 55 億円でしたが、令和元 (2019) 年度は約 44 億円まで圧縮しています。

◆図表 3-17 投資的経費と地方債残高の推移



(5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の帳簿原価に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対してどの程度減価償却が進行しているかを把握することができ、資産の老朽化度合を測定する指標となります。

令和元（2019）年度末時点の本町における有形固定資産減価償却率は、全体平均で74.8%であり、類似団体平均（61.2%）や長野県平均（60.9%）を上回っており、年々数値が上昇していることから、今後法定耐用年数の到達とともに更に償却率が高くなることが予想されます。

◆図表 3-18 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

分 類 名	有形固定資産減価償却率（%）				
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2018)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
体 育 館 ・ プ ー ル	74.1	76.7	76.6	78.3	79.9
消 防 施 設	66.0	41.9	45.3	76.0	50.1
学 校 施 設	60.8	63.0	63.7	65.8	67.9
公 営 住 宅	48.9	51.5	54.0	56.6	60.1
保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所	39.9	44.6	49.4	54.1	58.8
公 民 館	43.0	46.7	50.4	54.0	57.5
福 祉 施 設	51.6	54.3	57.0	53.9	57.3
図 書 館	46.0	48.0	50.0	52.0	54.0
市 民 会 館	41.6	43.5	45.7	47.6	49.8
庁 舎	38.2	41.0	43.6	46.3	49.1
認定こども園・幼稚園・保育所	33.4	30.2	33.1	36.0	38.9
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	-	85.3	84.1	30.5	37.2
道 路	89.5	89.5	89.4	89.0	89.5
橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル	48.9	50.6	52.3	53.8	55.5
全 体	63.8	69.5	71.2	73.8	74.8

（令和元年度市町村財政状況資料集）

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後高齢化の進行に伴い生産年齢人口が減少していくことから、自主財源の柱である町税の減収は避けられないことが予想されます。

また、今日における経済状況は複雑かつ不透明であることから、今後大きな経済成長を見込むことは難しく、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費・公債費については抑止に努めているものの、物件費は増加傾向にあり歳出に占める割合も年々高くなっているとともに、扶助費も年々増加傾向にあり、今後は高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る充実可能な財源の確保については、現保有施設の複合化や集約化、用途変更をはじめ、場合によっては施設の廃止も視野に保有総量の維持・縮減に取り組むとともに、後年度負担を平準化するために、公共施設等整備基金を計画的に積み立て財源確保し、不足する維持更新費の財源に充てるなど、中長期的な視点で具体的に検討・対応していく必要があります。

また、国や県による財政的支援や技術的支援の活用、町債の適正な運用と交付税措置のある有利な起債（公共施設等適正管理推進事業債等）の活用、公共施設等整備基金の計画的積み立てなどにより財源の確保を図るとともに、道路・水路の維持管理に係る現物支給事業など町独自の施策を組み合わせ、継続してコスト削減に努めていく必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建築物の保有状況

本町の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」（以下、総務省監修ソフトという。）の分類表を基本に整理しています。

本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は70,123.05㎡であり、その内訳は、学校教育施設が29.2%と最も多く、次いで文化系施設が17.1%、公営住宅が12.2%と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

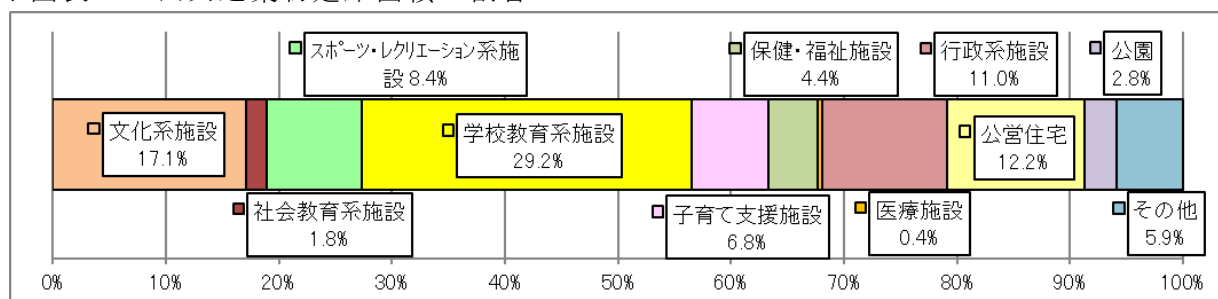
また、町民一人当たりの延床面積は7.4㎡*となっています。

*一人当たりの面積は、平成27年国勢調査人口を使用

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況（令和元(2019)年度）

大分類	中分類	延床面積(㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	8,670.52	成人大学センター、田切公民館、本郷公民館等
	文化施設	3,325.78	飯島町文化館
社会教育系施設	図書館	619.88	図書館
	博物館等	632.84	陣屋本陣記念館、陣嶺館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5,804.79	飯島体育館、B&G海洋センタープール・体育館等
	レクリエーション施設・観光施設	97.90	与田切オートキャンプ場
学校教育系施設	学校	20,033.10	飯島小学校、七久保小学校、飯島中学校
	その他教育施設	435.00	学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4,776.38	飯島保育園、飯島東部保育園、七久保保育園等
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,196.61	地域福祉センター、介護予防拠点施設(コスモス園)
	障がい福祉施設	721.63	こまくさ園、地域活動支援センターやすらぎ
	保健施設	171.00	保健センター
医療施設	医療施設	278.38	七久保診療所
行政系施設	庁舎等	5,364.39	役場庁舎
	消防施設等	853.90	コミュニティ消防センター、詰所、車庫、倉庫
	その他行政系施設	1,517.42	農村環境改善センター、防災資機材等備蓄施設等
公営住宅	公営住宅	8,529.72	町営住宅等
公園	公園	1,933.01	与田切公園、千人塚公園、千人塚交流拠点施設
その他	その他	4,160.80	道の駅(花の里いいじま・田切の里・本郷)等
合 計		70,123.05	

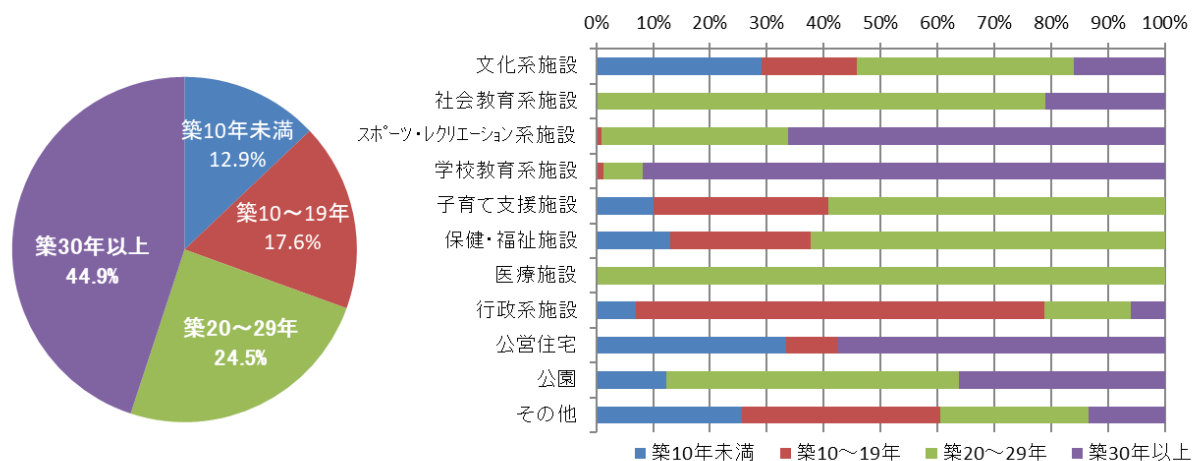
◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合



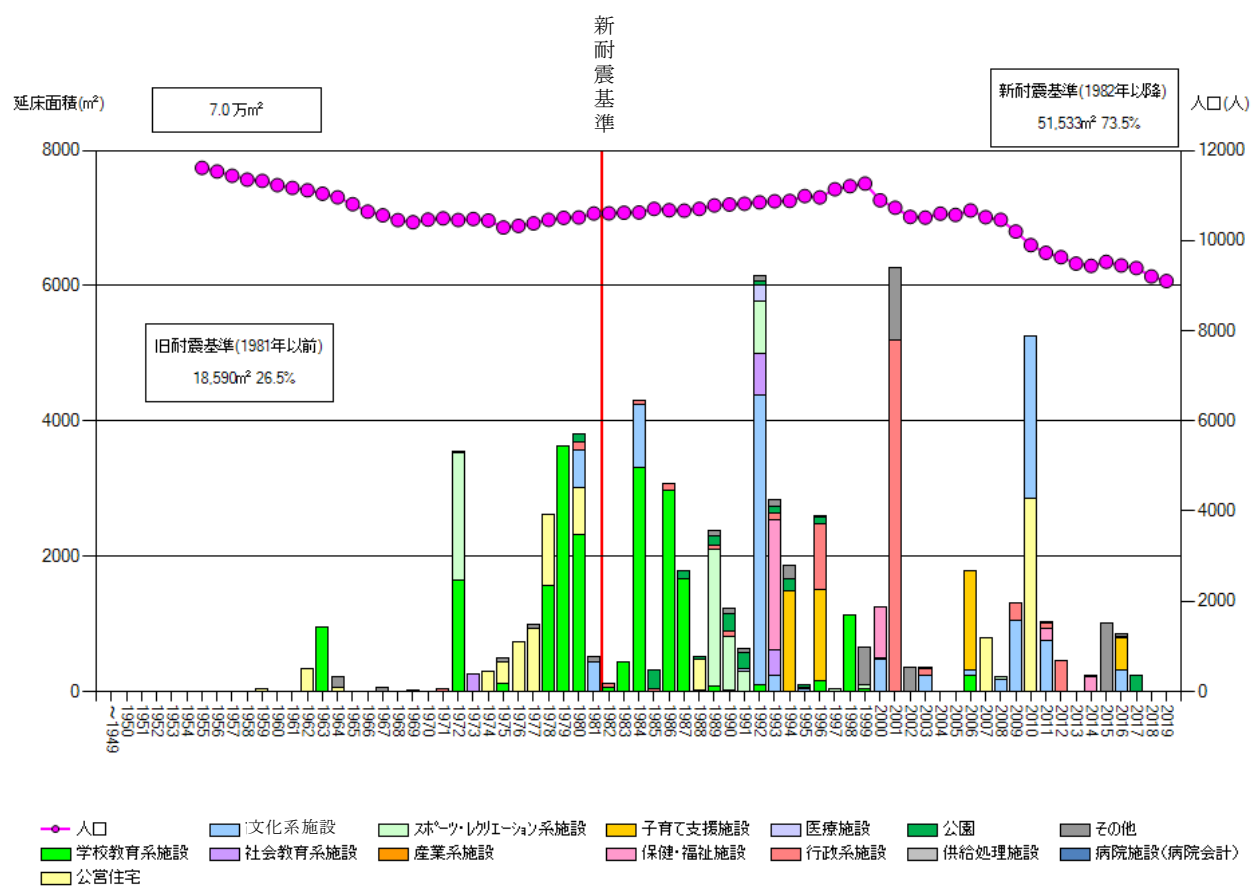
(2) 築年別整備状況

平成元（2019）年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の 44.9%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 69.4% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

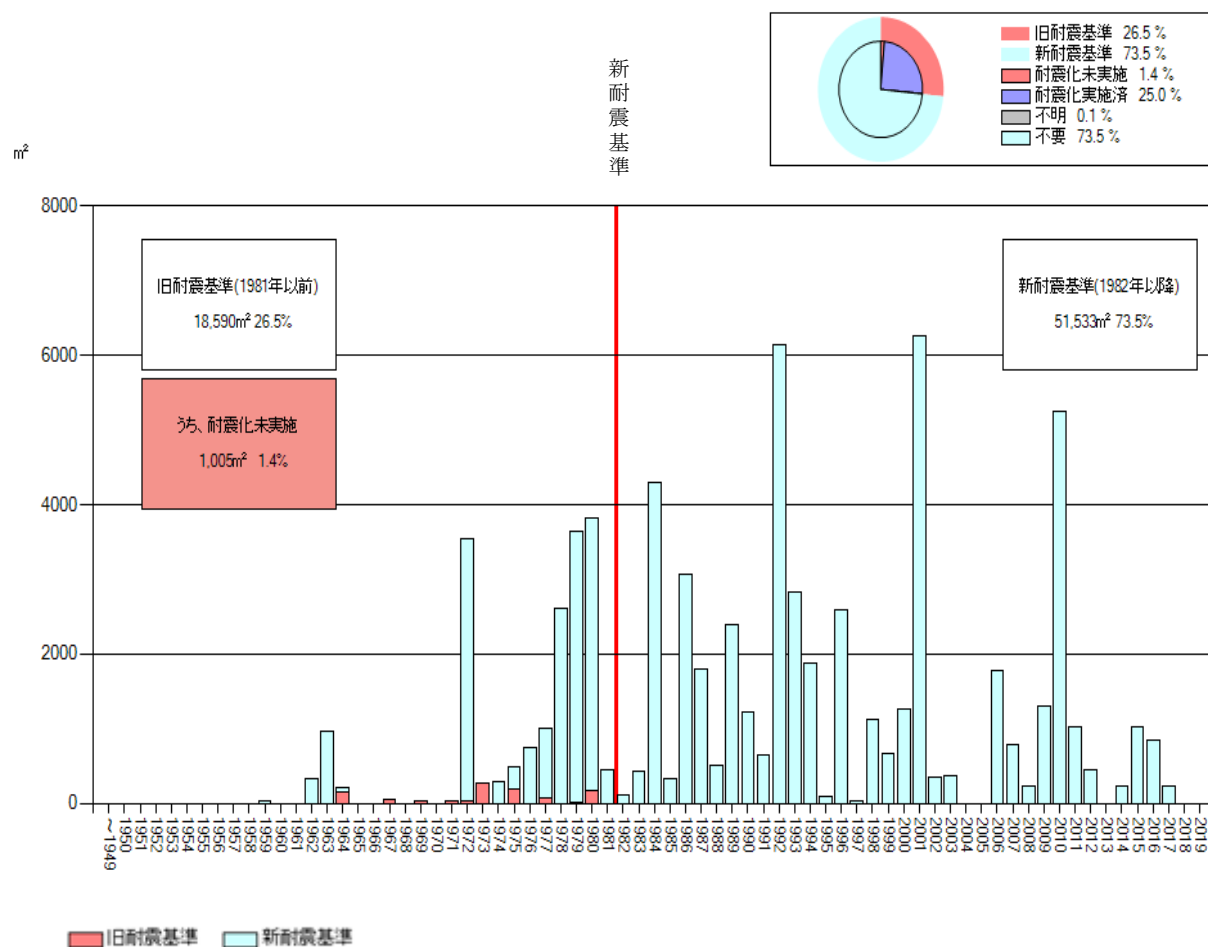


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の 73.5%が新耐震基準による整備、残りの 26.5%が昭和 56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震化が実施済の施設が 25.0%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強などを適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

本町の主なインフラ施設の保有状況は以下のとおりです。

◆図表 4-6 インフラ施設の保有状況（平成元（2019）年度）

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	343,412m
	1級町道	17,985m
	2級町道	30,294m
	その他町道	295,133m
橋りょう	橋りょう数	127 橋
上水道	管路総延長	148,084m
	導水管	1,904m
	送水管	10,922m
	配水管	135,258m
	浄水場	1 施設
下水道	管路総延長	110,734m
	処理施設	5 施設
農業施設	水路延長	366,132m
	頭首工	44 箇所
	ため池	5 箇所
	揚水機場	1 箇所
林道施設	林道延長	42,242m
	林道橋りょう数	12 橋
河川 (河川構造物)	河川延長	28,319m
	準用河川	15,380m
	普通河川	12,939m

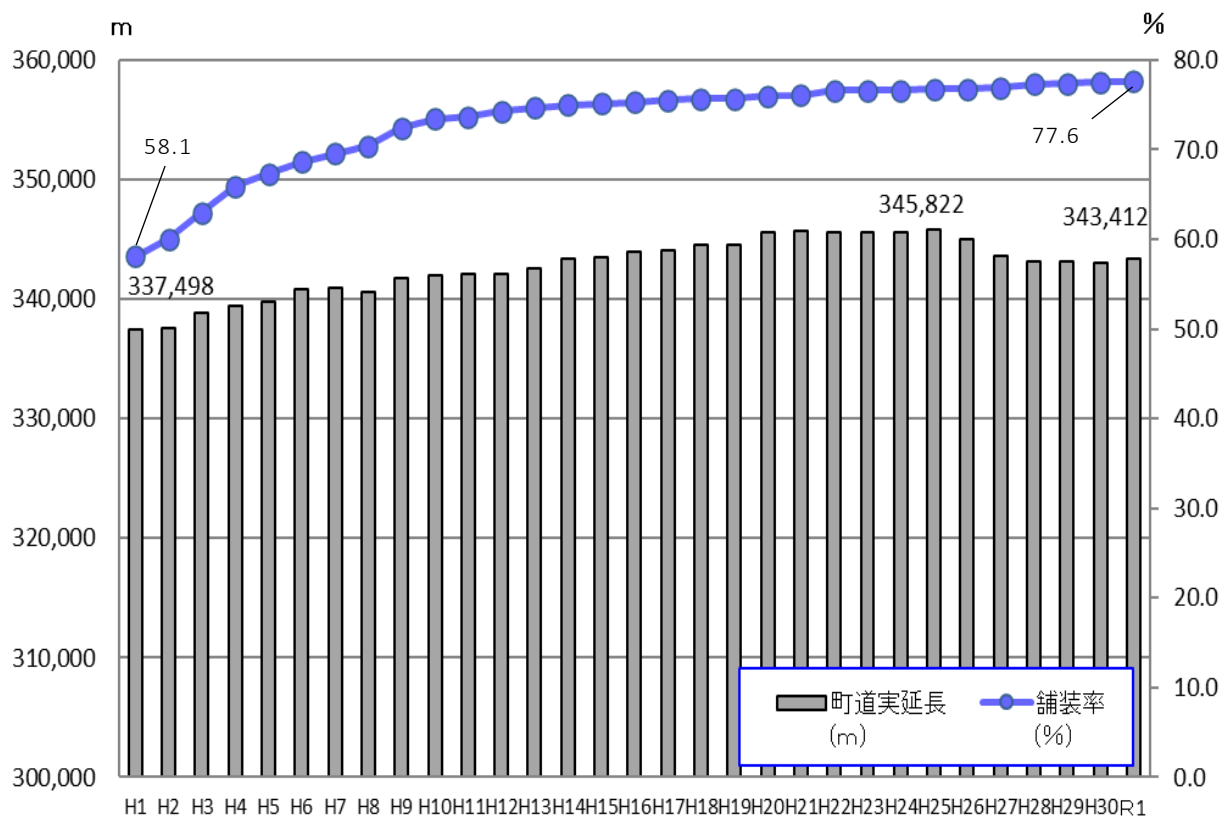
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

ア 道路

令和元（2019）年の町道の実延長は、343,412mあり、舗装率は77.6%の整備となっています。舗装率については、平成元（1998）年の58.1%から19.5%上昇しています。

推移については、平成元（1998）年の337,498mから平成25（2013）年には345,822mまで延びていましたが、平成26（2014）年以降減少傾向で推移しています。

◆図表 4-7 道路の年度別整備状況

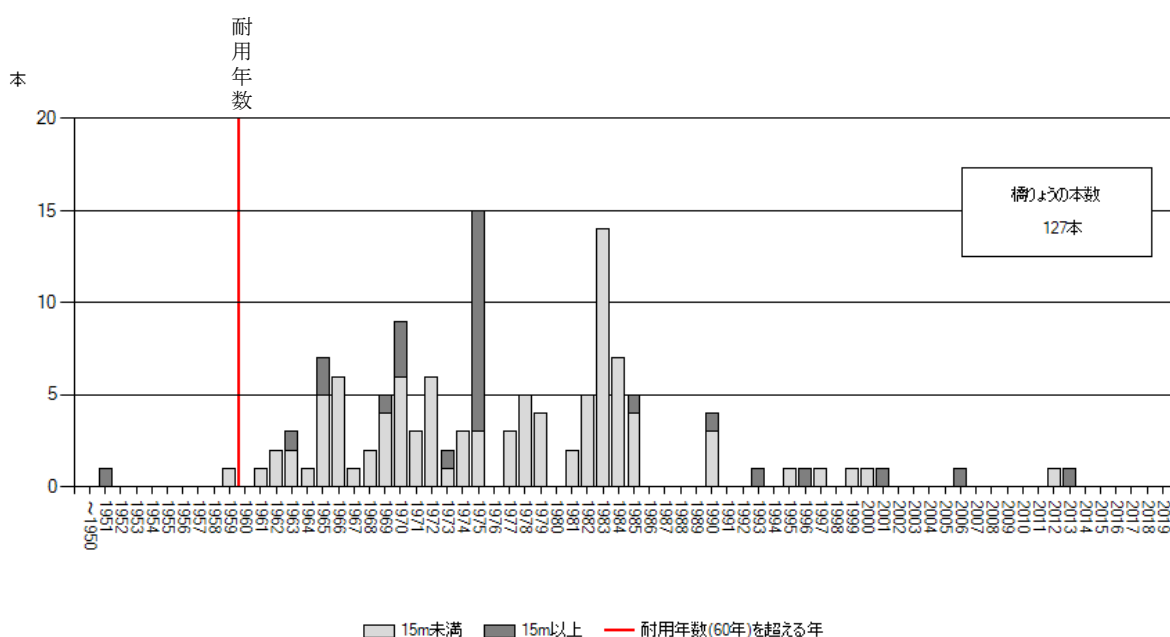


イ 橋りょう

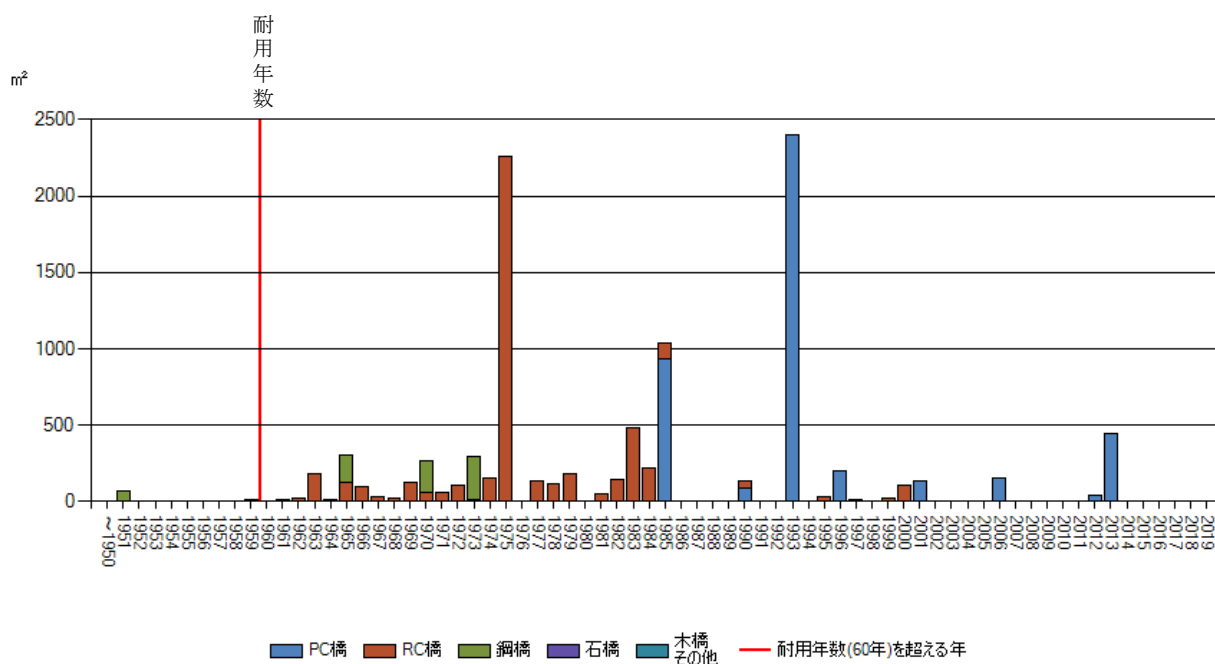
現在、町が管理する橋梁は 127 橋あり、そのうち供用年数の 60 年を超えているものが 2 橋、供用年数が 51 年から 60 年のものが 23 橋、41 年から 50 年が 51 橋と最も多く、31 年から 40 年が 37 橋あり、供用年数が 30 年を超える橋りょうは 113 橋で全橋りょうの 89%を占め、管理する橋りょうのほとんどが 30 年後には供用年数が 60 年を越すことになります。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ橋りょうを計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆ 図表 4-8 橋りょうの年度別整備数



◆ 図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積



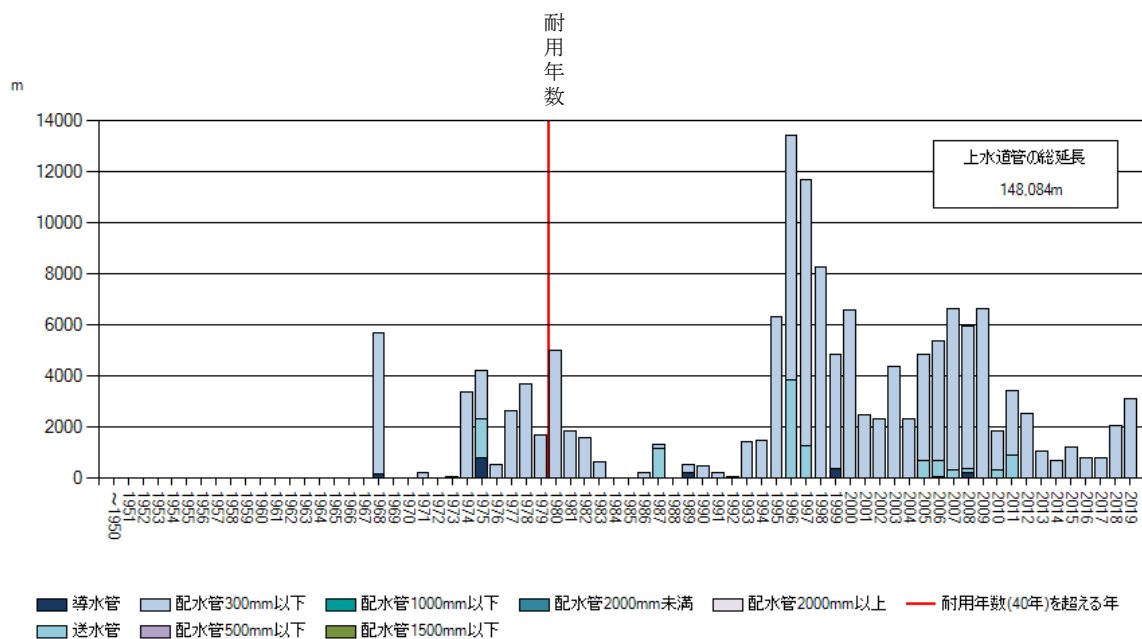
ウ 上水道

現在、町が管理する水道管の総延長は 148,084m となっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約 9 割を占めています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 40 年を経過しているものは不明を除き全体の 15.0% ですが、10 年後には 22.5% となる見込みです。

◆ 図表 4-10 上水道管の年度別整備状況

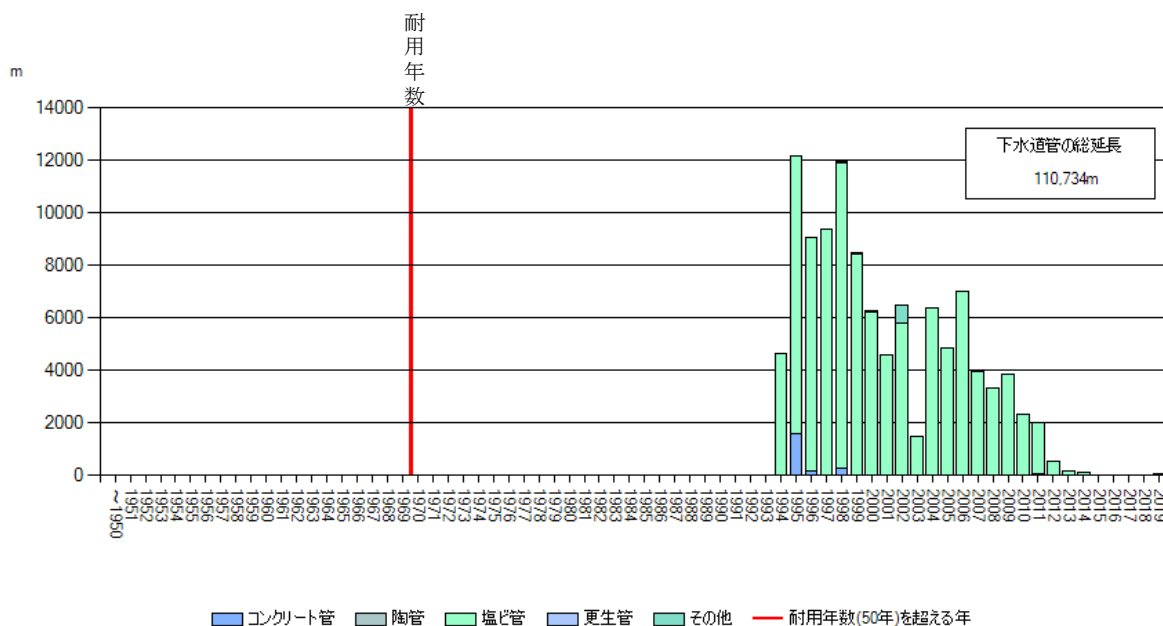


エ 下水道

現在、町が管理する下水道管の総延長は約 110,734m となっています。

下水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 50 年を経過しているものはありません。最も早いもので 25 年後の西暦 2044 年に達する見込みです。

◆ 図表 4-11 下水道管の年度別整備状況



3 将来の更新費用の推計（総務省監修ソフト活用）

（１）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、総務省監修ソフトを活用し、今後 40 年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】大規模改修：建設後30年（改修期間を2年）

建 替 え：建設後60年（建替え期間を3年）

積 み 残 し：建設時より31年以上50年経過は、今後10年間で均等に行い、51年以上経過は、60年を経た年度に行うと仮定します。60年以上経過は、今後5年間で均等に更新すると仮定します

【道 路】15年で舗装部分の更新（打換え）

・舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します

【橋りょう】60年で架け替え（法定耐用年数60年）

【上水道管】40年で更新（法定耐用年数40年）

【下水道管】50年で更新（法定耐用年数50年）

◇更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
P C 橋、R C 橋、石橋、その他	425千円/㎡	鋼橋	500千円/㎡
上水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	114千円/m	～200mm以下	100千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	～250mm以下	103千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	～300mm以下	106千円/m
下水道			
管 径			
～250mm未満	61千円/m	251～500mm以下	116千円/m
501～1,000mm未満	295千円/m	1,001～2,000mm以下	749千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

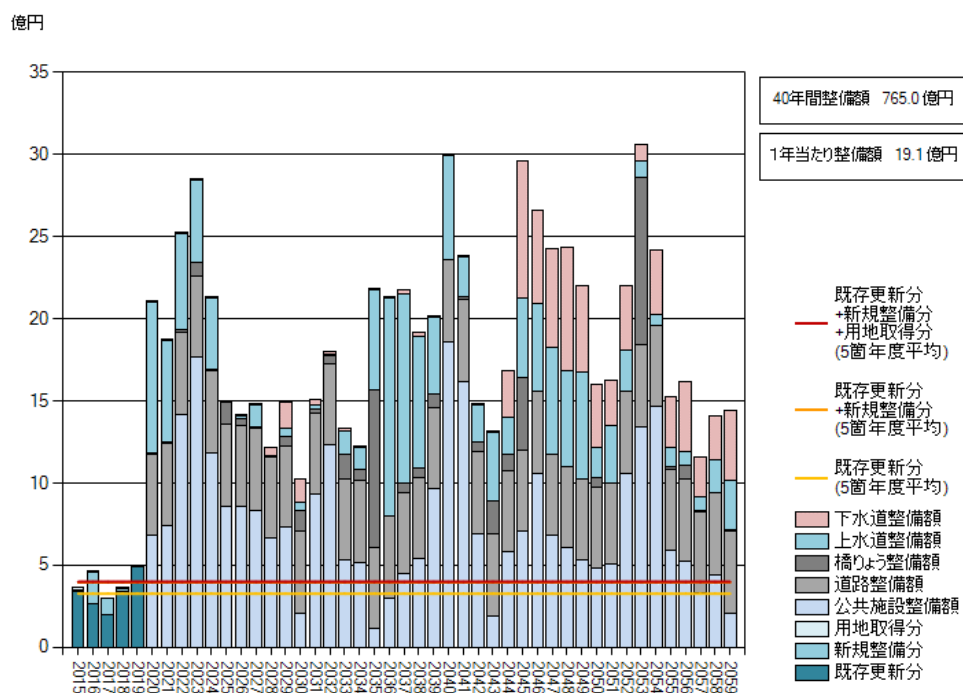
総務省監修ソフトを活用し、今後 40 年間で、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 40 年間で 765.0 億円、年平均で 19.1 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約 4.7 倍になります。

◆図表 4-12 更新費用の推計

種別	過去 5 年実績 (単年平均 A)	更新費用推計		倍率 B / A
		40 年累計	(単年平均 B)	
公 共 建 築 物	1.5 億円	309.9 億円	7.7 億円	5.3
イ ン フ ラ 施 設	2.6 億円	455.1 億円	11.4 億円	4.4
道 路	1.2 億円	198.4 億円	5.0 億円	4.2
橋 り よ う	0.4 億円	39.8 億円	1.0 億円	2.5
上 水 道	0.9 億円	144.4 億円	3.6 億円	4.0
下 水 道	0.1 億円	72.5 億円	1.8 億円	18.0
合 計	4.1 億円	765.0 億円	19.1 億円	4.7

注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

◆図表 4-13 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

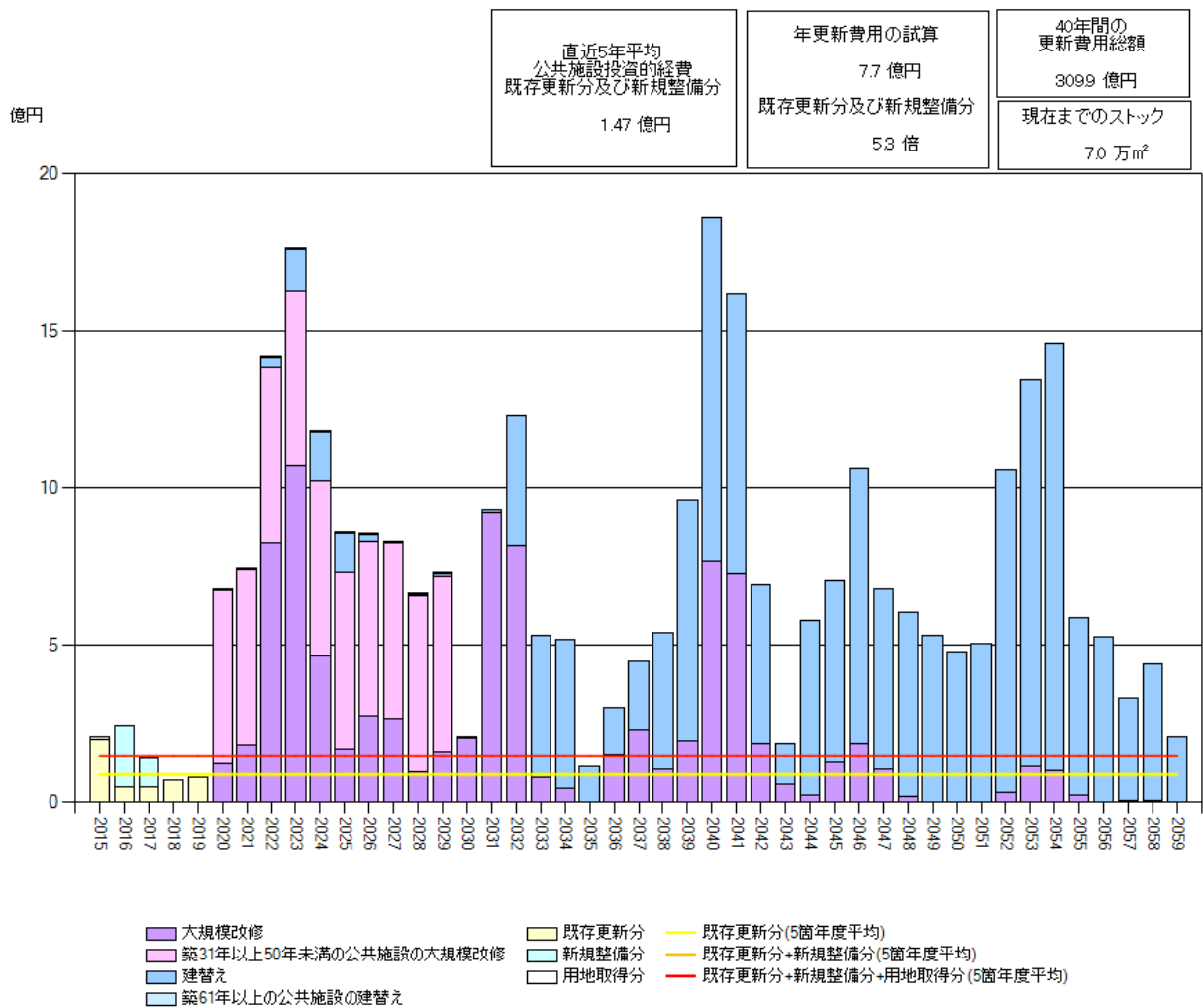


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

大規模改修は建設後 30 年、建替えは建設後 60 年と仮定して、公共建築物について、今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約 309.9 億円となります。

今後 40 年間の年平均では約 7.7 億円となり、過去 5 年間の公共建築物に係る投資的経費の平均 1.47 億円の約 5.3 倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共建築物を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、困難と考えられます。

◆ 図表 4-14 公共建築物の将来の更新費用の推計

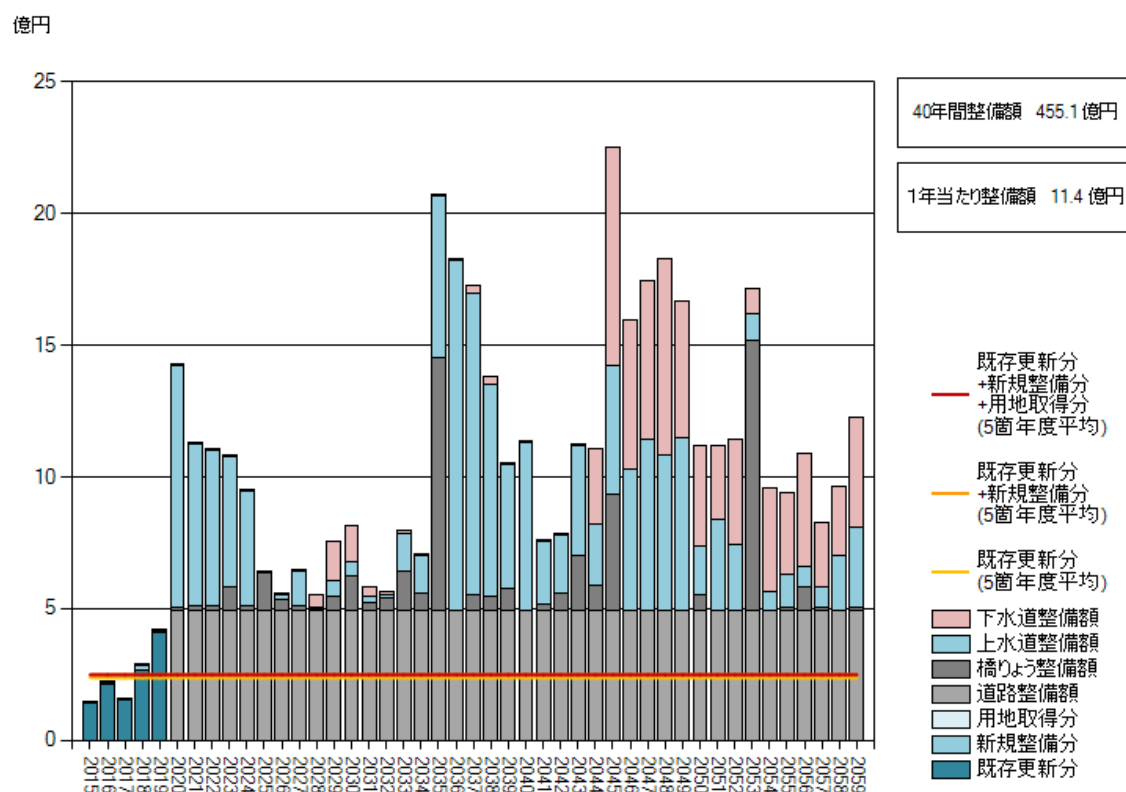


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に、必要なコストを公共建築物と同様に一定の条件のもとで総務省監修ソフトにより試算したところ、インフラ施設全体では 40 年間で 455.1 億円、年平均で 11.4 億円となり、これまでの投資的経費の 4.4 倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

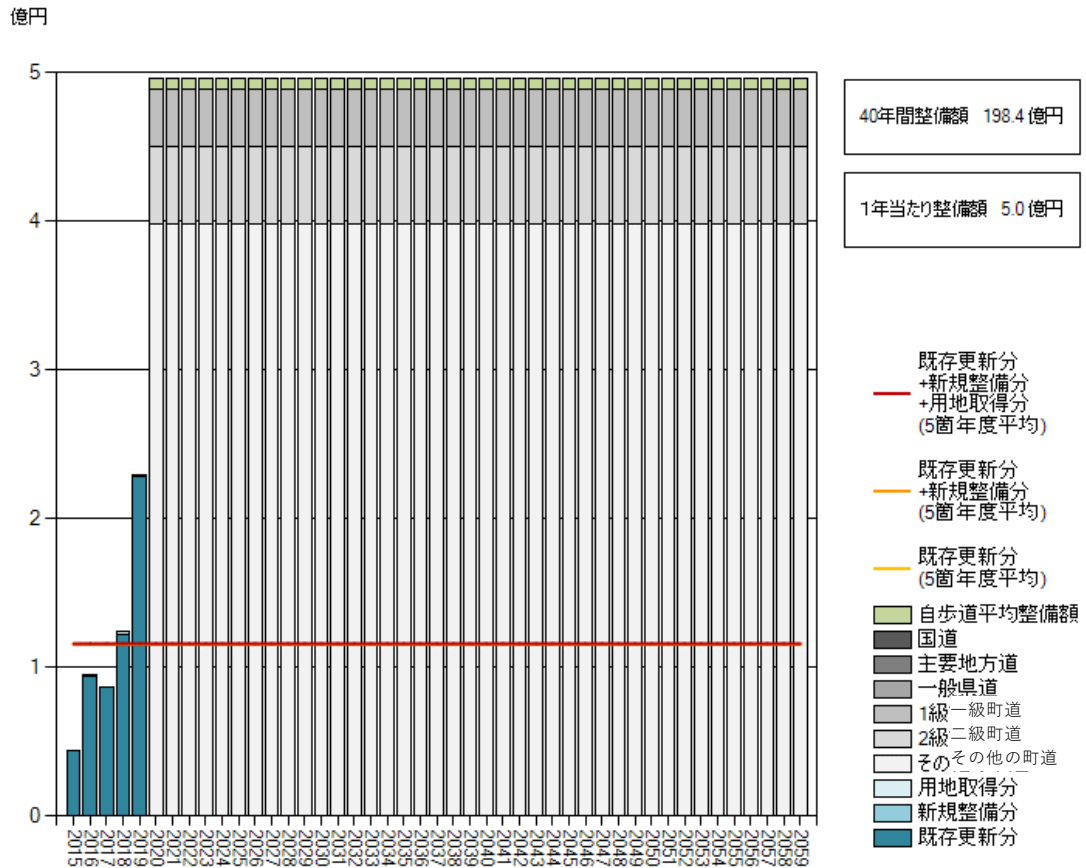
◆図表 4-15 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア 道路

舗装の耐用年数を15年と仮定して、町道面積（159.8万㎡）を更新年数の15年で割った面積を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約198.4億円となり、40年間の平均では年間約5.0億円となります。

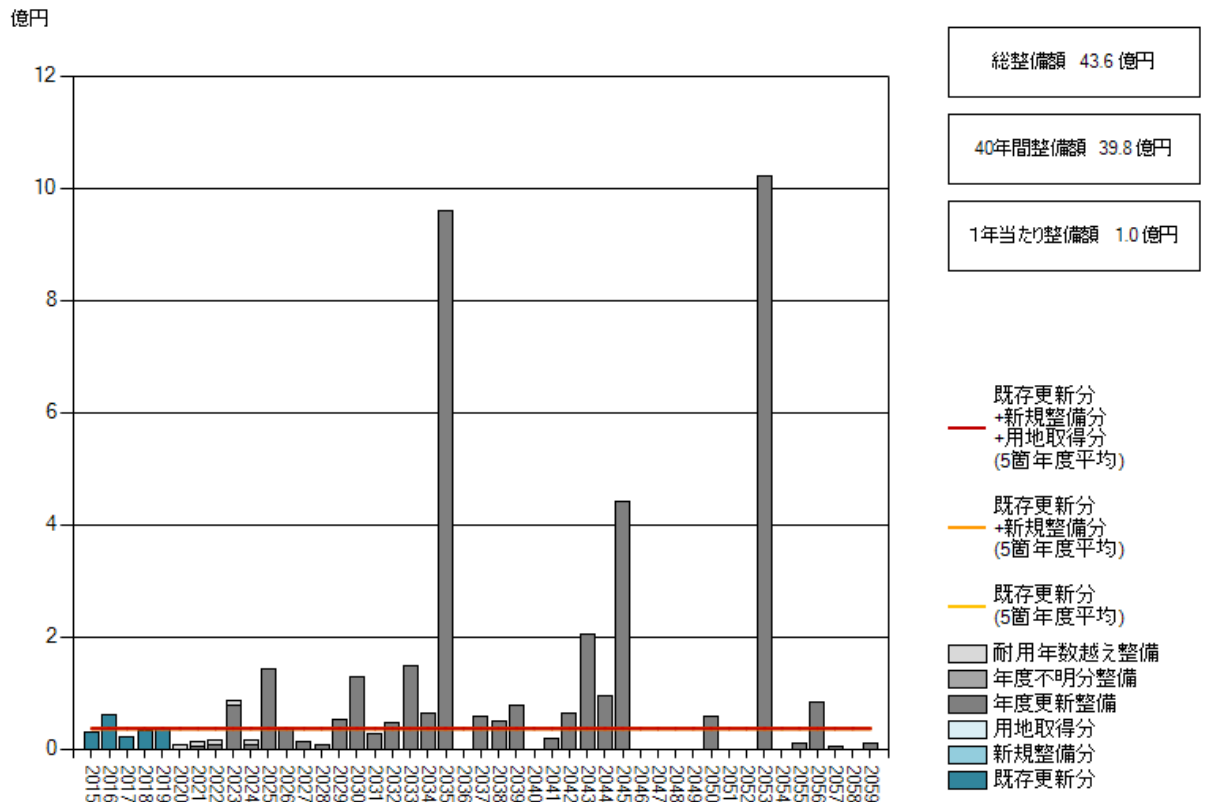
◆図表 4-16 総面積による町道の将来の更新費用の推計



イ 橋りょう

橋りょうの耐用年数を 60 年と仮定して、現状規模のまま更新（架替え）を行った場合の費用を試算した結果、総額は 43.6 億円、今後 40 年間の整備額では 39.8 億円となり、40 年間の平均は年間 1.0 億円となります。

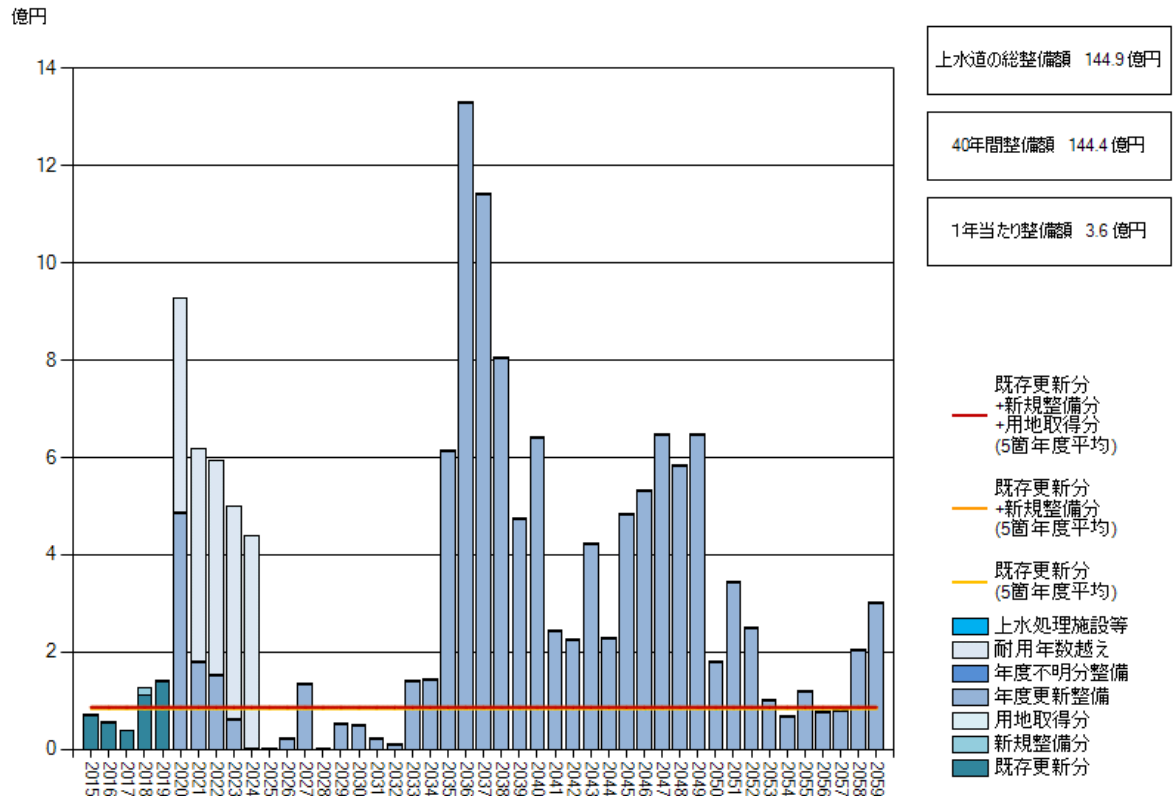
◆ 図表 4-17 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



ウ 上水道

上水道の耐用年数を 40 年と仮定して、町が管理する水道管総延長(148,084m)について、現状規模のまま更新(架替え)を行った場合の費用を試算した結果、総額は 144.9 億円、今後 40 年間の整備額では 144.4 億円となり、40 年間の平均では年間 3.6 億円となります。

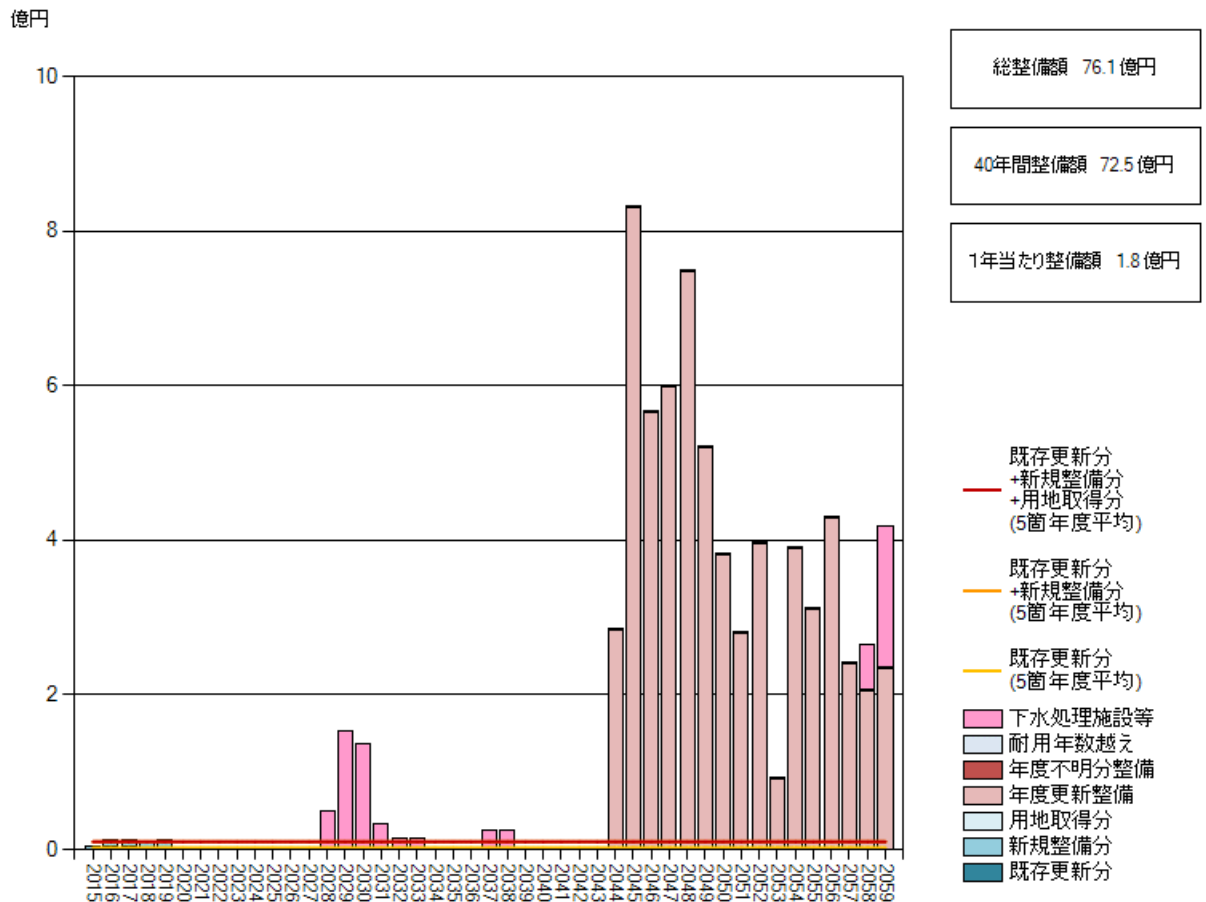
◆ 図表 4-18 上水道管の将来の更新費用の推計



エ 下水道

下水道の耐用年数を50年と仮定して、町が管理する下水道管総延長(110,734m)について、現状規模のまま更新(架替え)を行った場合の費用を試算した結果、総額は76.1億円、今後40年間の整備額では72.5億円となり、40年間の平均では年間1.8億円となります。

◆図表 4-19 下水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、上・下水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、現状の投資的経費の規模を上回る結果となっています。

現状の公共建築物の保有延床面積は約 7.0 万㎡で、町民一人当たり約 7.4 ㎡を保有しており、過去 5 年間に於ける町民一人当たりの投資的経費は、年平均 15,740 円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると令和 12 (2030) 年には一人当たり 91,967 円となり、実質的に現行の約 5.3 倍の負担となる計算になります。

インフラ施設においても負担が増加する傾向にあり、道路については、仮に今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみとしても、一人当たり年間維持更新費は 12,592 円から 59,524 円に、橋りょうでは 4,197 円から 11,905 円、上水道では 9,444 円から 42,857 円、下水道では 1,049 円から 21,429 円にまで負担の増額が必要となります。

また、公共建築物とインフラ施設を合わせると、一人当たり 43,022 円から 227,282 円となり、現行の約 5.3 倍の負担となる計算になります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。本町の道路、橋りょうについては、「道路舗装修繕計画」、「飯島町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、長寿命化への取り組みを始めていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-20 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推計		倍率 B / A
人 口		平成 27 年 9,530 人		令和 12 年 8,404 人		
種 別		単年平均		単年平均		
		過去 5 年実績	一人当たり A	今後 40 年	一人当たり B	
投 資 的 経 費	公共建築物	1.5 億円	15,740 円	7.7 億円	91,967 円	5.8
	道 路	1.2 億円	12,592 円	5.0 億円	59,524 円	4.7
	橋 り ょ う	0.4 億円	4,197 円	1.0 億円	11,905 円	2.8
	上 水 道	0.9 億円	9,444 円	3.6 億円	42,857 円	4.5
	下 水 道	0.1 億円	1,049 円	1.8 億円	21,429 円	20.4
合 計		4.1 億円	43,022 円	19.1 億円	227,382 円	5.3

注 1：平成 27 (2015) 年人口は平成 27 (2015) 年国勢調査人口 (図表 3-1)

注 2：令和 12 (2030) 年人口は飯島町人口ビジョン (図表 3-9・-10 将来展望人口)

注 3：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(6) 中長期的な経費の見込み（個別施設計画等反映）

耐用年数経過時に単純更新を行った場合（従来型）と、公共施設等の現況や個別施設計画で示している施設の長寿命化等を図った場合の試算を踏まえた中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み（中長期計画）を作成しました。

長寿命化型で試算した経費の見込みを踏まえ、各施設ごとに今後の方向性を検討した中長期計画の結果では、今後 10 年間で約 156 億円の経費削減効果が見込まれます。

しかし、今後生産年齢人口の減少により一般財源の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、公共施設等の整備にまわすことができる財源は限られてくるため、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平進化を行うことも必要です。

◆図表 4-21

今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み（単位：百万円）

区分			耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財源	中長期計画(②)	長寿命対策等の効果額(②―①)	現在要している経費(過去5年平均)
投資的経費	普通会計	公共建築物	9,734	地方債基金等75～90%充当	780	▲ 8,954	149
		道 路	4,961		411	▲ 4,550	116
		橋 り ょ う	397		420	23	37
	業公 会営 計事	上 水 道	3,293		637	▲ 2,656	87
		下 水 道	215		729	514	10
	計		18,600		2,977	▲ 15,623	399
	維持補修費	普 通 会 計		550		550	
公 営 事 業 会 計		770		770		77	
計		850		850		85	
合計			19,450		3,827	▲ 15,623	484

備考（中長期計画について）

公共建築物：公共施設等個別施設計画、学校施設等長寿命化計画、公営住宅長寿命化計画

インフラ施設：舗装長寿命化修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画、水道事業経営戦略、

下水道事業経営戦略

※公営住宅については、公営住宅長寿命化計画の除却・修繕・改修計画による事業費。

※橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画における制約 3,000 万円シナリオの予算額。

※道路については、舗装長寿命化修繕計画の計画期間 10 年間の事業費。（管理分類 B の道路）

※上水道については、水道事業経営戦略の投資・財政計画の建設改良費事業費。

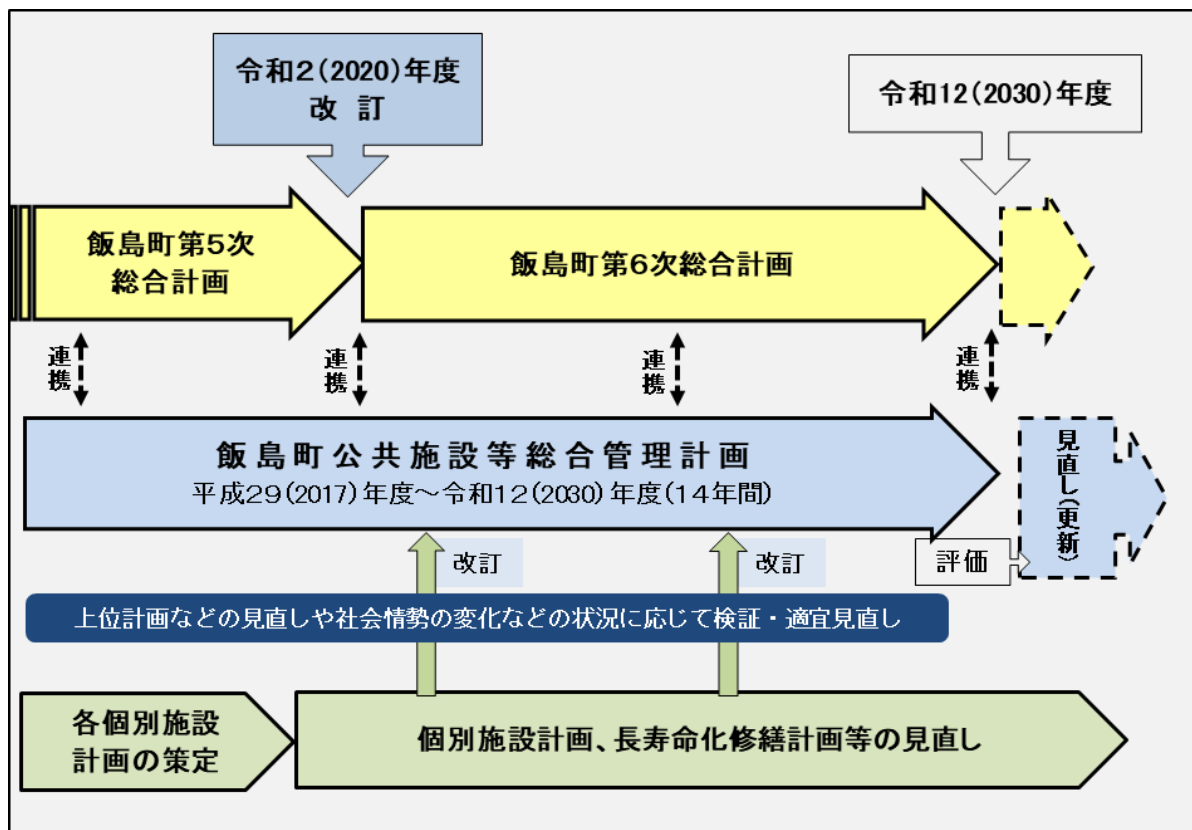
※下水道については、下水道事業経営戦略の投資・財政計画の今後 8 年間の建設改良費事業費。

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間を見通しつつ、上位計画である「飯島町総合計画」などと連動しながら、向こう 14 年間（平成 29（2017）年度～令和 12（2030）年度）を対象期間とし、本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和 12（2030）年度は、10 年間を基本的な計画期間とする「飯島町総合計画」の第 6 次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和 12（2030）年度を計画の目安として設定しました。

◆図表 5-1 計画期間（飯島町総合計画との関係）

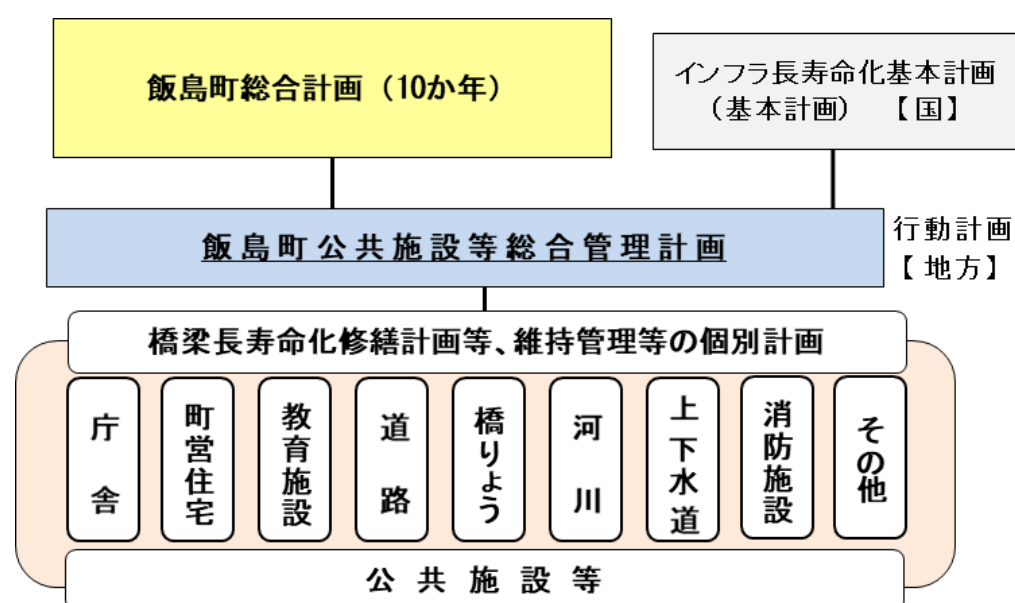


2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

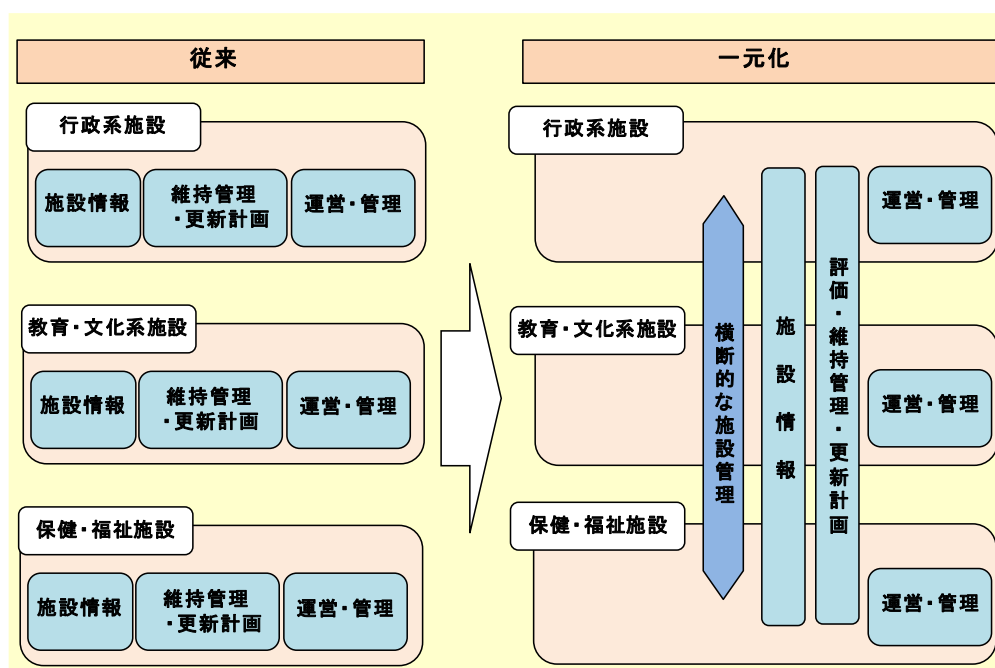
本計画は、「飯島町総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

また、固定資産台帳や複式簿記による財務書類との連携方法についても検討します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

(数量の適正性)

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、少子高齢化の進行による人口構成の変化により、必要とする公共施設等の種類・設備が変わっていくことも考えられます。

町の人口が減少していく中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

(品質の適正性)

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているもの（延床面積ベース）が 44.9%、築 20～29 年が 24.5%で、10 年後には築後 30 年以上経過する施設が約 7 割を占めるため、老朽化や機能の低下が懸念されます。今後、施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

(コスト（財務）の適正性)

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後順次老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本町では、これまで住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、施設の効率的かつ効果的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口一人当たりが負担する施設の維持更新費は今以上に増加することは明らかなです。

人口一人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に伴い、近隣自治体との連携や町内の地域ごとの調和を図りながら、公共建築物の老朽度や利用状況から判断し、段階的に施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、飯島町人口ビジョンによる本町の将来展望人口を参考に設定することとします。

本町の令和元（2019）年の人口は 9,104 人（長野県毎月人口異動調査*）、保有す

*長野県毎月人口異動調査（10 月 1 日現在）：この推計結果は、平成 27 年国勢調査人口等基本集計結果に対し、住民基本台帳の増減を累計し求めた値。

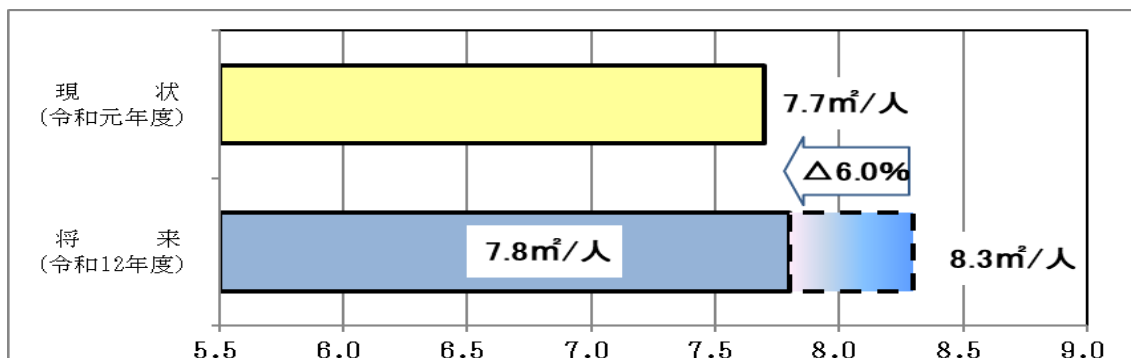
る公共建築物の延床面積は 70,123.05 m²であり、公共建築物の人口一人当たりの延床面積は約 7.7 m²となっています。しかし、令和 12（2030）年の将来展望人口では 8,404 人に減少し、人口一人当たりの延床面積は約 8.3 m²となり、人口一人当たり 0.6 m²の増加となる見込みです。

そのため、将来的に一人当たりが負担する施設の維持更新費を抑制するため、施設総量（延床面積）を段階的に削減していきます。

具体的には、計画期間や老朽化、各個別計画などによる除却等が見込まれる建物の状況などから、令和 12（2030）年度に総床面積を約 4,200 m²（人口一人当たりの延床面積を 7.8 m²）削減することを目指し、本町が所有する施設総量（延床面積）を、令和 12（2030）年度までに約 6.0%縮減することを目指します。

**施設保有量を今後10年間（令和12（2030）年度まで）で
6.0%削減（人口減少に伴う増加分83%削減）を目指します。
（総床面積ベースで約4,200m²（令和元（2019）年度比）を削減）**

◆図表 5-4 町民一人当たりの延床面積



「人口一人当たりの公共建築物延床面積」

$$7.8 \text{ m}^2 (\text{令和 12(2030)度目標}) / 8.3 \text{ m}^2 (\text{令和 12(2030)度推計}) - 1 = \Delta 0.0602$$

(≒ 6.0%削減)

※令和 12(2030)年人口は飯島町人口ビジョンの将来展望人口を使用

(2) インフラ施設

現在の道路や橋りょう、上・下水道管等のインフラ施設については、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要がありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後に必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

なお、各施設及び関連設備の維持管理の詳細については、個別計画に位置付けられます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策などに活かすため、全庁で情報を共有するための方法などを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う(事後保全)のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策などに活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、P P P・P F I*などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用・効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化などにより供用廃止され、かつ今後も利用・効用等の低い公共施設等については、取り壊しを視野に入れて安全の確保を図ります。

* P P P : パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

P F I : プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(4) 耐震化の実施方針

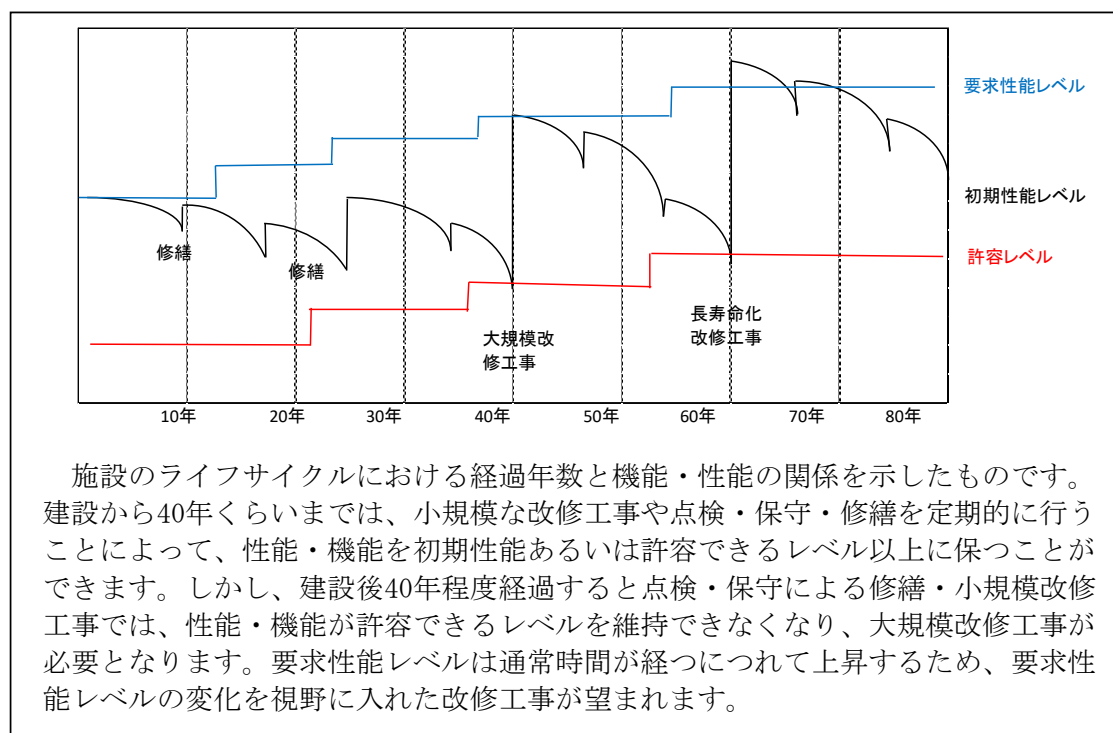
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用・効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕等を計画的に実施し、公共施設等を健全な状態に保ちます。更に定期的に施設診断を行いその状況から、小規模改修工事を実施して不具合箇所を是正するなどの予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設については、既に策定済みの「橋梁長寿命化修繕計画」、「道路舗装修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画などを策定することを検討します。

◆図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、町民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザイン*のまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

*ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(7) 統合や廃止の推進方針

町内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、町の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の保全及び事業費の削減・平準化を図ります。

なお、未利用財産の利活用については、「町有財産利活用基本方針」に基づき、必要に応じて個別方針を検討することとし、これらの情報を町民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「飯島町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行い、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

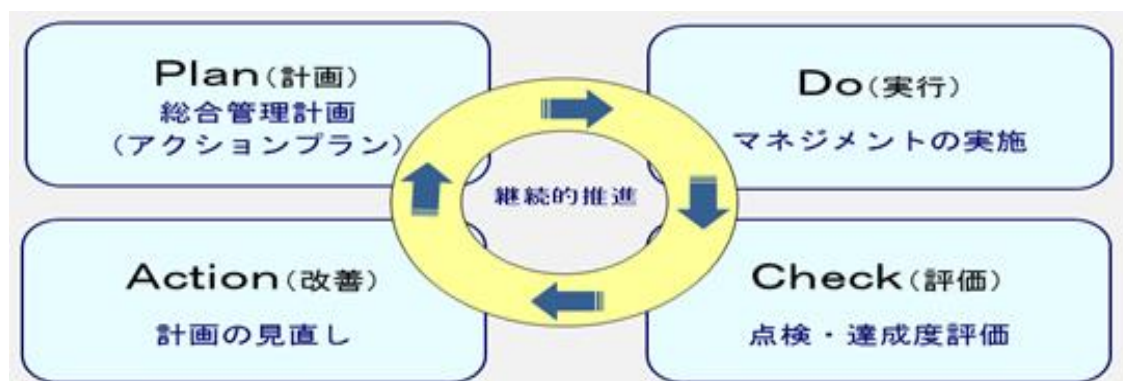
計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 P D C Aサイクルの推進

本計画は、「飯島町総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するための進捗管理と点検評価のP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方にに基づき計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民へ公表します。

◆図表 5-6 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 公共建築物の保有状況（令和元(2019)年度）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	8670.52	成人大学センター、田切公民館、本郷公民館、七久保林業センター等
	文化施設	3325.78	飯島町文化館
社会教育系施設	図書館	619.88	飯島町図書館
	博物館等	632.84	陣屋本陣記念館、陣嶺館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5,804.79	飯島体育館、B&G海洋センタープール・体育館等
	レクリエーション施設・観光施設	97.90	与田切オートキャンプ場
学校教育系施設	学校	20,033.10	飯島小学校、七久保小学校、飯島中学校
	その他教育施設	435.00	学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4,776.38	飯島保育園、飯島東部保育園、七久保保育園、飯島町キッズ防災拠点施設（飯島町子育て支援センター）
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,196.61	地域福祉センター、介護予防拠点施設（コスモス園）
	障がい福祉施設	721.63	こまくさ園、地域活動支援センターやすらぎ
	保健施設	171.00	保健センター
医療施設	医療施設	278.38	七久保診療所
行政系施設	庁舎等	5,364.39	役場庁舎
	消防施設等	853.90	コミュニティ消防センター、詰所、車庫、倉庫
	その他行政系施設	1,517.42	農村環境改善センター、防災資機材等備蓄施設等
公営住宅	公営住宅	8,529.72	町営住宅等
公園	公園	1,933.01	与田切公園、千人塚公園、千人塚交流拠点施設
その他	その他	4,160.80	道の駅（花の里いいじま・田切の里・本郷）等
合 計		70,123.05	

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本町では、各地域に公民館、集会施設や文化館等を保有しています。

七久保林業センターは、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	32 施設	延床面積	8,670.52 m ²
対 象 施 設	成人大学センター、田切公民館、本郷公民館、七久保林業センター、新屋敷地域交流センター、飯島町天竜川地域伝承施設（自修館）、赤坂グリーンヒル集会所、追引公会所、高齢者支えあい拠点施設（荒田・高遠原・山久・春日平・上ノ原・新田地区等 24 施設）				
区 分	文化施設	施設数	1 施設	延床面積	3,325.78 m ²
対 象 施 設	飯島町文化館				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用され则认为られるため、継続的に点検・修繕を行います。

また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む長寿命化対策等に活かしていきます。

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設は、田切公民館、本郷公民館の 2 施設ありますが、耐震補強は実施されています。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本町は、図書館、陣屋本陣記念館、陣嶺館を保有しています。

陣嶺館は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。他の 2 施設は、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	図 書 館	施設数	1 施設	延床面積	619.88 m ²
対 象 施 設	図 書 館				
区 分	博 物 館 等	施設数	2 施設	延床面積	632.84 m ²
対 象 施 設	陣屋本陣記念館、陣嶺館				
●管理に関する基本的な考え方					
【点検・診断及び耐震化の実施方針】					
今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。					
陣嶺館は昭和 56 年以前の旧耐震基準のため、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。					
【維持管理・修繕・更新等の実施方針】					
今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。					
【安全確保の実施方針】					
旧耐震基準で建設された施設については危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。					
点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。					
【ユニバーサルデザイン化の推進方針】					
すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。					
【統合や廃止の推進方針】					
施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として、体育館 4 施設・プール・艇庫及び弓道場を保有しています。

また、レクリエーション施設・観光施設として、与田切オートキャンプ場を保有しています。

B & G 海洋センタープール・体育館、B & G 海洋センター艇庫、田切体育館、本郷体育館、弓道場は、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 20 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区 分	スポーツ施設	施設数	6 施設	延床面積	5,804.79 ㎡
対 象 施 設	B & G 海洋センタープール・体育館、B & G 海洋センター艇庫、田切体育館、飯島体育館、本郷体育館、弓道場				
区 分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	1 施設	延床面積	97.90 ㎡
対 象 施 設	与田切オートキャンプ場				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設は、飯島体育館ですが、耐震診断及び、耐震補強のための大規模改修が既に実施されています。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討すること考えられます。

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本町は、中学校 1 施設、小学校 2 施設、給食センター 1 施設、保育園 3 施設、子育て支援センター 1 施設を保有しています。建設されてから 30 年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。また 20 年以上が経過している施設については、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。なお、各学校のプール施設についても、施設の利用・劣化状況から改修時期等の検討が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区 分	学校	施設数	3 施設	延床面積	20,033.10 m ²
対 象 施 設	飯島小学校、七久保小学校、飯島中学校				
区 分	その他教育施設	施設数	1 施設	延床面積	435.00 m ²
対 象 施 設	学校給食センター				
子育て支援施設					
区 分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	4 施設	延床面積	4,776.38 m ²
対 象 施 設	飯島保育園、飯島東部保育園、七久保保育園、飯島町キッズ防災拠点施設（飯島町子育て支援センター）				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。 生徒、児童、園児等の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めます。 昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設は、七久保小学校、飯島中学校ですが、耐震診断及び、耐震補強のための大規模改修が既に実施されています。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 学校給食センターは、今後大規模改修を行う必要があります。小学校、中学校施設は、大規模な改修等行われたが、今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。 【安全確保の実施方針】 生徒、児童、園児及び就学前の乳幼児とその家族の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。 【長寿命化の実施方針】 予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、「飯島町学校施設等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な改修計画的に行い、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。 【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 学校施設は、児童生徒の学びの場としてだけでなく、避難所施設、地域コミュニティの場であることなどを踏まえ、改修の際は、児童生徒や教職員だけでなく、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。 【統合や廃止の推進方針】 少子化により児童数が減少してきていることから、小中学校の学校施設については、二つの小学校の統合化や小中一貫教育、三つの保育園は統合化について視野に入れ、将来の施設の在り方を検討することが考えられます。					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本町では、高齢福祉施設 2 施設、障がい福祉施設 2 施設、保健施設 1 施設、診療所 1 施設を保有しています。

地域福祉センター、七久保診療所については、建設されてから 20 年以上が経過しているため、今後 10 年の内に大規模な修繕が必要と考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	2,196.61 m ²
対 象 施 設	地域福祉センター、介護予防拠点施設（コスモス園）				
区 分	障がい福祉施設	施設数	2 施設	延床面積	721.63 m ²
対 象 施 設	こまくさ園、地域活動支援センターやすらぎ				
区 分	保健施設	施設数	1 施設	延床面積	171.00 m ²
対 象 施 設	保健センター				
医療施設					
区 分	医療施設	施設数	1 施設	延床面積	278.38 m ²
対 象 施 設	七久保診療所				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 利用者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。 【統合や廃止の推進方針】 各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。					

(6) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから 30 年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他の施設も今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区 分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	5,364.39 ㎡
対 象 施 設	飯島町役場(庁舎、倉庫・物置、車庫、便所)				
区 分	消防施設等	施設数	13 施設	延床面積	853.90 ㎡
対 象 施 設	コミュニティ消防センター（中町・親町・田切・本郷・七久保）、第1分団第2詰所・積載車車庫（岩間・高尾・美澤団地）、第2分団第2詰所・積載車車庫（石曾根・鳥居原）、第2分団第3詰所・積載車車庫（日曾利）、第5分団消防詰所（高遠原）、第5分団第3部詰所、第5分団第3部車庫、田切水防資材庫、本郷水防資材庫				
区 分	その他行政系施設	施設数	44 施設	延床面積	1,517.42 ㎡
対 象 施 設	交通安全資材庫、農村環境改善センター、北町書庫、防災資機材等備蓄施設（グリーンハート・グリーンリーフ・岩間・荒田・高遠原等、41施設）				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。

昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設の本郷水防資材庫等については、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

多数の人が利用する建物については、誰もが安全・安心で快適に利用できる施設とするため、施設の現状や利用状況に応じてトイレの高機能化、洋式化、多目的トイレの設置、多言語表記案内施設の整備等の対応を行います。

【統合や廃止の推進方針】

今後、各消防詰所のあり方について検討します。

(7) 公営住宅

本町が管理する町営住宅は順次再生整備を行ってきました。今後は計画的な修繕による施設の長寿命化に努めながら、老朽化の状況と住宅需要を踏まえ、建て替え、除却等の検討が必要となります。

◆図表 6-8 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区 分	公営住宅	施設数	35 施設	延床面積	8,529.72 m ²
対 象 施 設	町営住宅（北梅戸・上通り・陣馬・舟久保・豊岡）、特定公共賃貸住宅（グリーンリーフ飯島）、地域優良賃貸住宅（グリーンハート）				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

住宅の長寿命化を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む長寿命化対策等に活かしていきます。

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設が 23 棟ありますが、耐震診断及び、耐震補強のための大規模改修が既に実施されています。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、長寿命化対策等に活かしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【長寿命化の実施方針】

予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、「飯島町公営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進め、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。

【統合等推進方針】

老朽化が著しい住宅については、住宅需要と住民ニーズを踏まえ、「飯島町公営住宅長寿命化計画」に基づき計画的に修繕、建て替え、除却等の対策を実施し、快適な居住水準の向上と安全で安心な公営住宅の供給を推進します。

(8) その他（公園施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他（公園施設含む）					
区 分	公園	施設数	3 施設	延床面積	1,933.01 m ²
対 象 施 設	千人塚公園（緑風荘、ログハウス、便所）、千人塚交流拠点施設、与田切公園（管理棟、屋外ステージ、休憩所等）				
区 分	その他施設	施設数	24 施設	延床面積	4,160.80 m ²
対 象 施 設	旧田切保育所、教職員住宅（新田・荒田等、10 施設）、便所（御座松キャンプ場、千人塚木造トイレ、中央道バス停 町営駐車場、田切野球場、飯島運動場、坊主平観光トイレ、柏木グランドトイレ）、櫻山（旧紅葉園）、摺鉢窪避難小屋、中小避難小屋、道の駅（花の里いいじま、本郷）				
●管理に関する基本的な考え方 【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。 小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。 【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。 【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。 【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。					

(9) インフラ施設

ア 道路

道路は日常生活や経済活動を支える重要な施設でライフラインです。

道路利用者の安全・安心な通行を常に確保するため、日常的な道路パトロールを行い、異常の早期発見に努めます。

長期にわたる快適な道路利用のため計画的な維持管理を行い、長寿命化とトータルコストの縮減・平準化を図ります。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

道路パトロール等の日常点検により道路状況を把握し、異常の早期発見に努めるとともに、道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断を実施します。

【維持管理・長寿命化修繕・更新等の実施方針】

日常点検による維持管理を実施するとともに、「道路舗装修繕計画」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

また、点検・診断による修繕又は舗装打換などの更新を道路構造令などの技術基準等に基づき行います。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全確保を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

高齢者、障がい者、外国人等様々な人が使いやすく、移動しやすい基盤整備（連続的かつ面的なバリアフリー化）を推進します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ 橋りょう

橋りょうは、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、令和元（2019）年度に策定した「飯島町橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進し、ライフサイクルコストの縮減・平準化を行い橋梁の長寿命化を図ります。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により橋りょうの状況を把握し、異常の早期発見に努めるとともに、道路法施行規則及び告示に基づく、5年に1回の近接目視による定期点検を実施し健全性を診断します。

【維持管理・長寿命化修繕・更新等の実施方針】

日常点検による維持管理を実施するとともに、「飯島町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

また、国、県、中日本高速道路（株）、東海旅客鉄道（株）等と連携を図り維持管理と修繕等の工事を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全確保を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ 上・下水道

上・下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本町の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【長寿命化の実施方針】

点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うため、「飯島町水道事業アセットマネジメント」、「飯島町下水道ストックマネジメント」計画を策定し、施設の長寿命化に取り組みます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ 農業施設

農業の生産性の向上や農業施設の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回、施設の機能診断などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕・更新するなどの適切な維持管理や、適時適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

地元水利管理者と連携を取り、日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた予防型の維持管理を実施するとともに、「農業水利長寿命化計画（ため池）」、「農業水利長寿命化計画（水路）」等に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。また、耐震基準を満たしていない施設についても併せて点検・診断を行い、耐震化対策に取り組みます。

補修・改修工事を行う場合は、計画的に実施するとともに、他事業と連携を図り、コスト縮減に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急度の高い施設から補修・更新を施すなど、必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

農作物の作付計画や社会的影響等を踏まえ、将来的にコストのかかる施設は、補修・更新することの前提に捉われず、施設等の統合・廃止も視野に入れ、総合的に判断し整備します。

オ 林道施設

林業の生産性の向上や森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施するとともに、「林道施設長寿命化計画（林道橋）」等に基づく計画的な修繕と更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

補修・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

カ 河川（河川構造物）

河川は水害に対して安全で快適なまちを形成するために重要な施設です。

河川の安定流下を確保するため、定期的なパトロールを行い異常箇所の早期発見に努め、適切な維持管理と計画的な整備を行うことで、長寿命化とトータルコストの縮減・平準化を図ります。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

河川パトロール等の日常点検により河川状況の把握と異常の早期発見に努め、河川の状態や河川構造物を適切に診断し、計画的な整備を図ります。

【維持管理・長寿命化修繕等の実施方針】

日常的なパトロールや清掃活動などは、町民との連携も図りながら効率的な維持管理に努めます。

また、点検・診断による修繕又は整備を河川法はじめ飯島町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例等の技術基準に基づき行い、河川構造物の長寿命化を図ります。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、異常が確認された場合は、安全確保のための措置を速やかに講じ、町民の暮らしの安全・安心を維持します。



飯島町公共施設等総合管理計画

発 行：飯島町

発行年月：令和 3 年（2021 年）3 月

編 集：飯島町役場企画政策課

〒399-3797

長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

TEL 0265-86-3111（代）

<http://www.town.iijima.lg.jp>